

行政いばらき

新春号

令和6年2月
2024 No.272

Ibaraki Certified Administrative Procedures Legal Specialists Association



水戸市 偕楽園

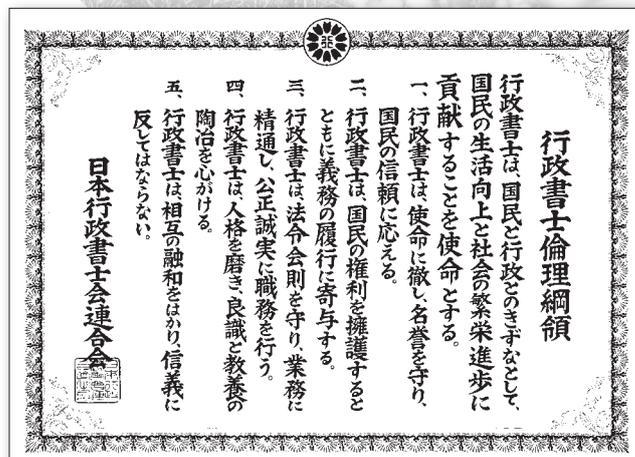
TOPIC

- 新年のごあいさつ
- 会員交流の広場～着物大好き女子、全員集合！～



茨城県行政書士会

ごあいさつ	01
各部から <small>総務部／広報・監察部／運輸交通部／環境部／国際部／市民法務部／会員指導委員会／封印管理委員会</small>	09
通知・通達	26
研修のご案内	27
支部だより <small>水戸支部／県南支部／県西支部／県北支部／鹿行支部</small>	30
関地協	43
政治連盟ニュース	44
第7回 人★インタビュー Season2	46
会員交流の広場	48
コスモスいばらき	50
会員の動き <small>新入会員の紹介／会員名簿・追加分／会員の退会／変更届／法人会員／現在会員数</small>	51
本会の動き・マンスリーレポート	54
重要なお知らせ	56
編集後記	62





「頼られる行政書士を目指して」 －新たな価値観への取り組み－

茨城県行政書士会

会長 古川 正美

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会の運営に対しましては深いご理解と大変なご協力を賜りまして誠にありがとうございます。改めまして心より御礼申し上げます。さて、昨年5月の定時総会において会長に再任されてから7カ月が経過しましたが、この間、我々行政書士を取り巻く環境は刻一刻と変化し、これまで我々人類が共有していた価値観とは全く異なる新たに形成された価値観によって業務を進めていかなければなりません。その際たるものが「生成AI」の出現ではないでしょうか。あるデータでは、近い将来、今人類が仕事として行っている作業の40%以上がAIにとって代わるのではないかとされています。もちろん行政書士をはじめとする資格者も例外ではなく、多かれ少なかれこれまで行ってきた業務もAIを利用せざるを得なくなると思われますが、いずれにしてもこのAIを使うのは我々人間であり、その機能を使いこなすためのデジタル化に早急に対応していかなければなりません。行政書士会自身のデジタル化はもちろんのこと、個々の会員のデジタル化推進のための支援にも全力で取り組んでまいります。

このような状況下において、本年度も茨城県行政書士会は、市民の皆様の法的な権利や利益を擁護するため、行政書士としての専門性や信頼性を高める活動を続けてまいります。また、他士業の専門家とも連携し、市民の皆様からの多種多様な相談に応じることによって、市民の期待する明るい社会づくりに貢献してまいりますと考えております。しかしながら、行政手続の複雑化や法改正の頻度の高さなど、業務

に関する課題も多く存在するのも事実であります。そこで今年度は会員の皆様のスキルアップと知識の向上を図るための研修会の機会を増やし、会員の能力担保を実現したいと考えております。

また、昨年からは開始されました全会員の受講が義務付けられました「一般倫理研修」の受講期限（令和6年3月31日）が差し迫っておりますが、いまだに4割の会員が未受講となっております。この研修は国家資格者たる行政書士としての素養の一つとして必要な「倫理」を養い維持するためのものであり、これによって会員全体の意識を高め、市民からの信頼に応えるために新設された制度であります。行政書士が真に頼られる資格者となるためには絶対に避けて通れないものであります。会員の皆様におかれましては何卒趣旨をご理解の上、受講を期限までに修了して頂きますようお願いいたします。

「一般倫理研修」の受講を契機として、日々の業務においても常に行政書士としての倫理観や責任感を持ち、市民の皆様の高い品質のサービスを提供して頂きたいと切に願っております。行政書士会としましては「そうだ、行政書士に相談しよう!」の機運を盛り上げ、法的資格者のトップランナーとしての意識を醸成してまいります。

今後行政書士を含む士業全般を取り巻く状況は予断を許さないことも予想され、我々行政書士が一丸となって行動しなければなりません。会員の皆様には何卒ご理解の上、ご協力を賜りたくお願い申し上げますと共に、併せて皆様の益々のご活躍を心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶と致します。



新年のご挨拶

茨城県知事

大井川 和彦

新年あけましておめでとうございます。

皆様には新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

茨城県行政書士会の皆様には、日頃から、本県の円滑な行政運営に多大なるご支援、ご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、去年は観測史上最も暑い年と言われるなど、地球規模での異常気象に見舞われ、本県も度重なる記録的な豪雨により甚大な被害を受けました。被災された方々が、心安らぐ生活を取り戻せますよう、引き続き、復旧・復興と防災力の強化に取り組んでまいります。

コロナ禍を乗り越え、社会経済活動が活性化したことは大変喜ばしいことですが、イスラエル・パレスチナ情勢をはじめとした、新たな分断と協調が進む世界情勢、驚異的な進歩を遂げる生成AIなどの科学技術の急速な社会実装、「地球沸騰化時代」の到来など、新たな事象に次々と直面する中で、長引く物価高騰や最も重要な課題である急激な人口減少への対応が急務であり、私たちは今、将来を見通すことが困難な時代の転換点に立っております。

こうした時代の荒波を乗り越えていくためには、本県の「生産性」を向上させるとともに、「安心して暮らせる社会基盤」の確保が不可欠です。

生産性の向上に向けては、戦略的な企業誘致により、本県は、県外企業立地件数が6年連続全国第1位、2022年の首都圏から本県への本社機能移転企業数も全国第1位となったほか、積極的なトップセールスにより、農産物の輸出額は就任前の10倍に拡大いたしました。

さらに、農林水産物の付加価値向上を目指し、「イバラキング」などのトップブランド化に取

り組むとともに、新たなブランドとして、「霞ヶ浦キャビア」「常陸乃国いせ海老」「常陸牛 煌」「常陸国天然まがも」を打ち出し、大変好評を博しているところです。

また、安心して暮らせる社会基盤の充実に向けて、最優先で医師確保すべき医療機関・診療科の選定を通じて、地域の中核的な医療機関の機能強化を進めるとともに、AIマッチングによる結婚支援では2年間で交際件数が3倍になるなど、着実に成果を上げております。

本年は、茨城県が「龍」の如く飛躍し、輝かしい未来を掴み取れるよう、本県のグローバル化をさらに推し進めるとともに、収益力を高める産業政策、教育改革やリスクリングなど全ての基礎となる「人財」政策、ダイバーシティの推進などによる多様な外部人材との連携、安心安全につながる生活基盤の充実に取り組んでまいります。

こうした中、茨城県行政書士会の皆様におかれましては、市町村と連携した災害時の被災者支援体制づくりや小中学校における法教育の実施など、安心して暮らせる社会基盤の充実にご貢献いただいております。

行政に対する県民のニーズがますます複雑化・多様化するとともに、社会のデジタル化が急速に進む中、県民の権利や利益を保護し、行政手続きの円滑化を図るため、皆様方には、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、茨城県行政書士会のますますのご発展と、皆様方のご健勝とご多幸をお祈りしまして、新年の挨拶といたします。



令和6年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

令和6年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

茨城県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日行連の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、各地域において住民や行政機関からの期待に応え、行政書士制度発展のために日々御尽力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は長期化し、また、地震や豪雨、大規模な山火事などの自然災害が各地で発生するなど、様々な課題が継続しました。一方、3年以上にわたり社会を混乱させ続けた新型コロナウイルス感染症の大流行はようやく収束に向かい、再び人流も活発化するなど、明るい兆しも感じられた一年でした。私たちを取り巻く状況は激しく変化しますが、行政書士として地域の皆様に寄り添う姿勢は常に忘れず、身近な街の法律家としての責務をしっかりと果たしていかなければならないことは、決して変わるものではありません。日行連としても引き続き、国民により頼りにされる行政書士制度とすべく、本年も様々な施策に取り組んでまいります。

日行連の活動の最重要テーマは、「デジタル時代における行政書士制度の確立」です。その大きなベースになるのは、令和5年9月1日にデジタル庁と締結した連携協定です。これは、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のために必要な事業の企画・実施に関して、日行連とデジタル庁が相互に協力して推進することを約束したものであるとともに、今後の行政手続のオンライン化・デジタル化における行政書士への期待、そして私たちの責務を表したものでもあります。日行連は、この協定を更なる弾みとして、永年にわたり行政手続に携わり積み上げた

行政書士の知見を生かし、様々な提言を行うとともに、デジタル社会の実現に向けた行政書士の更なる活用を求めてまいります。

また、そのようなデジタル社会の基盤構築の一つとして、昨年度も実施したマイナンバーカードの代理申請手続事業にも改めて取り組みます。昨年度とは仕組みを変え、各単位会と地元自治体での連携により進めていただくものとなりますので、会員の皆様も含め地域一丸となって、積極的に御協力いただきますようお願い申し上げます。

そして、今、日行連として最も大きな目標として掲げているのは、デジタル社会に機能する行政書士法の改正です。デジタル社会における行政手続においては、従来の事前審査から事後調査に重点がシフトすることが予測されます。その想定の下、新時代の行政手続にしっかりと対応できる行政書士制度とするべく、学識経験者や総務省と連携しながら法改正を推進してまいります。

私は日頃より、行政書士という資格者は、国民の皆様が不安や困りごとに直面したとき、真っ先に「そうだ、行政書士に相談しよう!」と想起していただけるような存在になるべきだと考えています。社会がどのように変化しても、私たちは常に国民に寄り添い、国民から必要とされる存在となるべく、努力を続けなければなりません。今後も会員の皆様と共に研鑽に励み、確固たる地位の確立と制度の維持発展に全力を尽くしてまいりますので、引き続き御協力くださいますようお願い申し上げます。

最後に、この新しい年が平和で、茨城県行政書士会及び会員の皆様にとりまして、実り豊かな、そして益々の飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



茨城県行政書士会
名誉会長 国井

豊 (大洗町長)

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆さんにおかれましては、お健やかに輝かしい新春をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

昨年末、大谷選手がロスアンゼルス・ドジャースへの移籍を発表し、10年総額約1千億円の大型契約、ワールドシリーズ常連の強豪チームでの活躍への期待に日本中が胸躍らせました。契約額もさることながらチームの選手補強などを考慮し、そのほとんどを後払いにするという契約形態は世間を驚かせました。

私が茨城県行政書士会会長時から旨としている理念「既成概念・固定観念・経験則にとらわれず、法の趣旨や制度理念を損なうことなく果敢にチャレンジする」を思い起こし強い共感を覚えました。

大洗町の全てのイベントは、従来 of 踏襲にとどまらず、知恵を絞って原資を募り、行政からの出費を最小限に抑えながら、最大限に楽しんでいただくという枠組みで企画・運営を行っております。これらの運営手法も行政書士会において行った様々な取り組みの中で蓄えられたスキームや成功体験に後押しされているとひとしと感じております。

今年も数多くのイベントが控えておりますが、「大洗海上花火大会」はすでに開催日を9月28日と定め、規模の拡大にとどまらず、さまざまな趣向を凝らしたイベントとして進化させてまいりますのでご期待ください。

世界中での紛争や日々感じる物価高など先が見えない状況は実に不安なものです。今こそ、人に真摯に寄り添い、それぞれの地域において

住民の権利や利益を守る「頼れる街の法律家・行政書士」の出番ではないでしょうか。夢や希望を掲げ、みんなで力を合わせて明るい未来を切り開いてまいりましょう。

結びに、行政書士会の益々のご発展と、古川正美会長をはじめとする会員の皆さんにとりまして、実り豊かな飛躍の年となりますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。



顧問御挨拶



顧問
岡田 広

新年明けましておめでとうございます。

茨城県行政書士会のみなさまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

私事ではありますが、昨年の秋、長年の議員活動を評価いただき旭日重光章の栄に浴しました。これもひとえにみなさまの温かいご指導・ご支援の賜物と改めて御礼・感謝を申し上げます。ありがとうございます。顧問としてはまだまだ会への貢献が不足しておりますので、今後も行政書士として活動するうえでの悩みや不満、改善点などをお寄せいただければ幸いです。いっしょに解決の道を探っていきたいと思います。

さて、本誌昨年8月号でも触れましたが、インボイス制度の開始や改正電子帳簿保存法にみられるように急速に進むデジタル化社会において行政書士の活動もそれに対応していくことが必要になります。特定行政書士制度によって行政書士の職域を広げたのはみなさまの活動を通じて獲得した、いわば信頼によるものですから、これからのオンラインでの手続きなども「街の法律家」として相談者・依頼者に丁寧かつ確な対応をされることが期待されているといえます。

行政書士にかかる信頼・期待に応えるための必要なものの1つに“倫理”を挙げます。行政書士倫理綱領はもちろんのこと、みなさまの中には茨城県倫理法人会に属し日々倫理を学び普及している方も多くいらっしゃるでしょう。高い倫理観を持ち職務に精通し、明るく朗らかに門戸を広げて相談者・依頼者を受け入れ、行政書士ここにあり、と存在感を示してくださることを願っております。

行政書士業に関わるみなさまのご健勝・ご活躍、古川正美会長を中心に茨城県行政書士会がますます発展されますことをお祈りし、新春にあたってのあいさつといたします。



衆議院議員
田所 嘉徳

新年あけましておめでとうございます。

茨城県行政書士会の皆様方におかれましては、清々しく初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様には、「身近な街の法律家」として、日頃の業務や災害時の被災者支援、成年後見制度の普及等の社会貢献活動を通して、国民と行政の架け橋となっており、行政手続の円滑な実施と住民の利便性の向上により、効率的な社会づくりにご貢献されております。

さらに、近年では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けた事業者等への支援や、ウクライナ避難民への支援にも取り組んでおられるなど、たいへん重要な役割を担っていただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

現在、国の「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に取り組んでいる中で、行政書士の皆様には、マイナンバーカードの普及促進や、デジタル機器に不慣れな方々への支援などにご協力いただいております。

マイナンバーカードの普及促進のための取組では、行政書士による取得申請サポート事業を通じて、これまでに7万件を超える方々を支援していただきました。また、昨年9月には、日本行政書士会連合会とデジタル庁との間で、マイナンバーカードの普及促進や行政手続のオンライン化・デジタル化における相互協力について連携協定が締結されました。今後も、行政書士は、社会の効率化を目指すデジタル社会の推進でも、重要な役割を果たされるものと思います。

皆様方におかれましては、デジタル化の進展による新しい社会に的確に対応するとともに、これまでに培ってこられた幅広い知識と経験を存分に活かされ、広範な分野において、常に住民に寄り添う存在としてご活躍されるよう、願っております。

私も、行政書士である法務を理解する国会議員として、皆様の声が国政に反映できるよう精一杯努力するとともに、行政書士制度の更なる充実・発展のため尽力してまいります。

結びに、茨城県行政書士会の益々の発展と会員の皆様の一層の飛躍を心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



参議院議員
上月 良祐

輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

古川正美会長はじめ茨城県行政書士会の皆さまには日頃より格別のご理解とご厚情を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年末に皆さま方のおがけをもちまして経済産業副大臣を拝命いたしました。わが国の産業振興・サプライチェーンの強靱化・エネルギーの安定供給に向けて真摯に全力で取り組んでまいります。

また、昨春の統一地方選挙におきましては地元茨城の大切な仲間に対しまして多大なお力添えを賜りましたこと、心より御礼を申し上げます。

行政書士の皆さまには県民の権利擁護のために多方面でご活躍いただいております。昨年も相続土地国庫帰属制度や、医療法人の経営情報に関するデータベース（MCDB）報告制度などの法整備が実現し、行政書士の皆さまのご活躍の場がより広がりました。

また、インターネットが日常生活に浸透し、購買額が増えていく中、ウェブサイトでの無料体験と誤認させたり、カウントダウンを表示して契約を煽ったり、クリックミスで気付かないうちに不利な契約に誘導する仕組みが増えていきます。お困りの消費者の保護のために助言や内容証明書の作成など、行政書士の皆さま方のお力が何より必要と存じます。

様々な政策分野において支援や補助制度が用意されているのに、その情報が実際にお困りの方々に届いていないという問題があります。街の法律家として広範な行政手続きに詳しい行政書士の皆様は、地域住民ときめ細やかなコミュニケーションをとられており、行政の窓口へのラストワンマイルをつなぐことのできる非常に心強い存在と考えております。

行政書士の皆さまが力を発揮できるような環境を整えていくことは、まさに政治の責任です。これからも現場第一を貫き、誠心誠意努力してまいりますので、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。貴会の益々のご発展と本年も茨城県行政書士会の皆さま方にとりまして素晴らしい一年となりますよう心より祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



参議院議員
加藤 明良

新年明けましておめでとうございます。茨城県行政書士会の皆様方におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃より、県民の身近な法律家として、地域と行政の橋渡しや各種相談業務に取り組んで頂いておりますことに心より感謝申し上げます。

これまで約4年に及んだコロナ禍がようやく収束を迎え、インバウンド需要など観光需要など停滞していた経済活動によりやくも明るい兆しが戻りつつありましたが、ロシアのウクライナ侵略や、急速な円安も大きく影響した原油等エネルギーや資材価格の高騰が続いております。

一方では、地球温暖化の進行による気象状況の変化により、激甚化する自然災害大規模な台風や線状降水帯による豪雨被害が頻発化し、県内の中小企業や県民生活にも大きな影響を及ぼしております。

そうした中、行政書士会の皆様におかれましては、災害時に対応した企業や個人に対する無料相談窓口の設置や支援策の情報提供等、社会貢献活動に積極的にご尽力をいただいておりますことにも、あらためて敬意と感謝を申し上げます。

また近年では、国内の労働力不足から高まる外国人労働者のニーズに対して、国際化に伴う申請取次ぎ等の国際関係業務に精通する専門家が必要とされていますことから、行政書士の先生方の役割が益々期待されております。

本年は甲辰です。「甲」は優勢であることを表すとともに、まっすぐに堂々とそそり立つ大木を表し、「辰」は十二支の中では唯一の架空の生き物の「龍」であり、大自然の躍動を象徴するものです。この2つの組み合わせによる「甲辰」には、「成功という芽が成長していき、姿を整えていく」といった縁起の良さ、良い運氣を持つ年とされているそうです。

茨城県行政書士会の会員各位にとりまして、今年一年が実り多き年でありますよう祈念しますとともに、皆様のご健勝ご多幸を心よりお祈り申し上げまして、新年に寄せるご挨拶と致します。



茨城県議会議員
八島 功男

新年明けましておめでとうございます。

古川正美会長をはじめ役員、会員の皆さまには、令和6年の初春を清々しく迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年、国連のアントニオ・グテーレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わった。地球は沸騰化の時代に入った」と述べました。体温を超える危険な猛暑に、人類は生存をかけて英知を振り絞り行動を起こさなければなりません。気候変動により激甚化、頻発化する自然災害は今、線状降水帯として日常生活に目の脅威になっています。

加えて、生成AIは、パラダイムシフトとも呼べる社会全体に変化をもたらすほどの存在となり、私たちのあらゆる場面での福音とも、脅威ともなりうる時代を象徴しています。人類史は、これらの劇的な変化の潮流に呑みこまれようとしています。

だからこそ「一人ひとり」が大切です。私たちは新しい日常を求めて価値創造の歴史を心して刻んで参りたいと思います。

茨城県は、多様性に富み、包摂性に優れた素晴らしい県です。私は、ダイバーシティとインクルージョンの茨城県を創造するために「誰一人取り残さない」との信念を貫いて参りたい。エリート主義による格差をなくし、茨城県県民の日常の幸福の裾野の底上げに注力して参りたいと考えます。

大井川県政は、本県独自の幸福度指標を策定し、県民が日本一幸せな県を目指します。私の考える幸福は、「他者との関係性を的確に捉え、自他ともに幸福である」であります。

茨城県には誰にも負けない底力と可能性があります。誇りと自信をもって令和6年を過ごして参りましょう。

行政書士の皆様は「町の法律家」として市井の県民の目線を第一に活動されていることに心からの感謝と敬意を申し上げます。県民と行政の懸け橋として、さらには県民の知恵袋として益々のお力を発揮して頂きたく存じます。

結びに、本年が皆さまにとりまして、悠々と希望に満ちたご発展とご活躍の一年でありますことを心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶と致します。



茨城県議会議員
星田 弘司

明けましておめでとうございます。茨城県行政書士会の皆様におかれましては、輝かしい新年を迎えることとお慶び申し上げます。本県の行政運営及び県民生活の向上に多大なるご貢献をいただいていることに、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大から始まったパンデミックも、昨年5月には5類への引き下げが行われ、感染症に悩まされる日々から以前の日常が戻ってきました。地域では、行事やイベントなどが多く開催できるようになりました。茨城県行政書士会の総会にも出席することができ、リアルで交流できることの良さを改めて感じているところです。

昨年は、いばらき自民党政務調査会による友好団体との県政要望懇談会も通常開催ができ、茨城県議会行政書士会からも、産業廃棄物処理業許可の標準処理期間についてをはじめとするご要望をいただきました。また、行政書士有志による勉強会にもお声がけいただき、建設業法関連などの諸課題についてご教示いただき、有意義な意見交換ができました。我々も、皆様とともに調査研究をして、現在の制度の課題や今後の在り方を学ぶことは、とても重要だということあらためて感じました。課題によっては、国による取り組みに期待するものもありますが、県に対してもしっかりと提言し、改善につなげて行きたいと考えています。

コロナ禍を脱して迎える2024年。いよいよ、すべてにおいて思い切り取り組める環境が整いました。辰年は、新しいことを始めて成功する、いままで準備してきたことが形になるといった、縁起のよい年になると言われています。困難な時代の荒波を跳び越える飛躍の一年となることを期待しています。

今後とも、県民の身近な街の法律家として、幅広く地域の皆様の期待に応えながら、なお一層ご活躍されますことをご期待申し上げます。結びに、本年が皆様にとりまして希望あふれる輝かしい年となりますことを心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



茨城県議会議員
小泉 周司

新年明けましておめでとうございます。茨城県行政書士会の皆様におかれましては、令和6年の新春を健やかにお迎えのこととお喜び申し上げます。

時折厳しい寒さに包まれるこの季節、私たちの心には新しい一年に向けた期待と熱い思いが渦巻いています。住民の多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応し、地域社会の発展に寄与することが求められる中、行政書士の存在が一層重要なものとなっております。

今年の4月1日から施行される相続登記の義務化における関連業務はもちろんですが、行政手続きのデジタル時代においても、情報のセキュリティを確保しつつ、温かみと信頼感を持った対応を大切に、地域に信頼される行政書士業務を提供していくことが、社会全体の安心・安全への貢献につながると信じております。

また、茨城県は美しい自然と歴史に育まれた地域ごとの個性が魅力の県です。私たちは地域振興や地域密着型の行政書士業務を通じて、経済や観光を活性化させるお手伝いをする 것도期待されていると感じております。

国内経済はロシアによるウクライナ侵攻、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰などにより、予断を許さない状況が続いています。一方、コロナ感染防止と経済活動を両立させる方針が打ち出される中において、茨城の地域コミュニティが一層結束し、地域経済がこうした難局を乗り越え、力強い回復軌道に乗る未来を描く必要があります。

私も顧問として、茨城行政書士会の未来へ向けての展望を広げ、会員の皆様がより一層充実した活動を展開できるよう尽力してまいりますので、尚一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、辰年は陽の気が動いて万物が振動するため、活力旺盛になって大きく成長し、形が整う年だといわれています。新しい一年が、茨城県と行政書士会にとって、共に歩む価値ある年でありますよう、心よりお祈り申し上げまして、新春のご挨拶とさせていただきます。



水戸市長
高橋 靖

あけましておめでとうございます。

茨城県行政書士会の皆様におかれましては、輝かしい令和6年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、無料相談や小学校への出前講座による法教育、県内自治体との災害協定の推進など、様々な社会貢献活動にご尽力いただいておりますことに、深く敬意を表し感謝申し上げます。

さて、昨年7月に、芸術文化の拠点、コンベンションの拠点として、水戸市民会館がまちなかに開館いたしました。著名なアーティストの公演や全国規模の大会、多彩なイベントに市内外から多くの方が訪れ、学生や親子の勉強や休息の場、市民の皆様の集会の場としても活用いただいております。今後も、歴史や自然、芸術文化、スポーツなどの水戸ならではの資源とのネットワーク化によって、さらなるまちの魅力向上に取り組んでまいります。

本市では、今年、新たなまちづくりの指針となる「水戸市第7次総合計画」の初年度を迎えます。人口減少社会の到来や地球温暖化の進行、デジタル化の進展など、社会の変化が著しい中、目指す都市像を「こども育む 暮らし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・水戸」として掲げ、「未来を創るこどもたちの育成」、「豊かな暮らしを実現できる経済の発展」、「誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり」を基本理念として、まちの個性と魅力を伸ばしながら、将来にわたって発展し、暮らしたいと思える都市の実現に全力を尽くしてまいります。また、DXやGXなど、新たな時代の課題にもしっかりと対応しながら、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

茨城県行政書士会の皆様には、日頃から、豊富な専門知識と経験をいかし、多岐にわたる行政手続きの円滑な運営に多大なご貢献をいただいておりますことは、本市にとりまして大変心強く、引き続き、本市の行政運営に対してお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、茨城県行政書士会のますますのご発展と、会員の皆様にとりまして本年が実り多い年となりますことをお祈り申し上げまして、新年の挨拶といたします。

◎ 総務部

部長 大澤 泰弘

令和5年度 行政書士試験報告

内 容： 去る令和5年11月12日(日)水戸駅近傍の駿優教育会館において、令和5年度の行政書士試験を実施いたしました。申込者数は昨年より約6%減の774名となりました。受験者は608名で、全国平均と同等の約78%の受験率となりました。

昨年は新型コロナウイルスの感染防止のために様々な対策を行いましたが、本年はそれらの対策はすべて解除され、体調不良や発熱といった症状を示す受験生もなく無事に終了することができました。

昨年に引き続き駿優教育会館を試験会場としましたが、大きなトラブルもなく試験を実施できたことは、皆様方のご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。誠に有難うございました。

(行政書士試験場責任者 大澤 泰弘)



大澤試験場責任者による注意事項の説明



受験室の様子

◎ 広報・監察部

部長 澁谷 輝男

行政書士制度広報月間について

茨城会が定めた「令和5年度行政書士制度広報月間実施要綱」に基づき、本会(電話)及び各支部(面談)において無料相談会を実施しました。水戸支部は昨年より2会場多い20会場、県南は14、県西は10、県北4、鹿行12の合計60会場で実施。茨城県内の市町村をほぼ網羅しています。

自治体が発行する広報誌に「無料相談会開催案内」の掲載を依頼し、32市町村に掲載いただきました。また、行政書士の業務内容を多くの方々に知ってもらうため、全国紙2紙(読売・朝日)と地方紙

(茨城)、業界紙3紙に広告を掲載。茨城放送では38本のラジオCMを放送したほか、古川会長がスタジオ出演、増戸副会長が相談会場から出演するなど広報月間のPRを行いました。

相談会場や市町村の担当窓口等で配布するノベルティグッズは昨年同様クリアファイルとし、制作年度が分かるようにデザインを変更しました。

無料相談会を知った媒体の割合は、市町村広報紙68%、新聞8%、チラシ7%、ラジオ1%、ホームページ4%、その他12%でした。

令和5年度広報月間中の

【電話・対面】無料相談会結果について

○期 間：令和5年10月1日～10月31日

○場 所：本会・水戸支部・県南支部・県西支部・県北支部・鹿行支部

相談内容	電話	対 面						合計	
	本会	水戸	県南	県西	県北	鹿行	小計		
権利義務・事実証明	遺言・相続	18	67	59	35	6	16	183	201
	各種契約	1	3	2				5	6
	定款・内容証明							0	0
	不動産	3	12	1		1	1	15	18
	戸籍			5				5	5
	知的財産							0	0
	その他	2	7	9	4	5	3	28	30
	小計	24	89	76	39	12	20	236	260
許認可関係	建設風営		1					1	1
	法人設立			1				1	1
	土地開発			3				3	3
	農地転用	3		3	7		4	14	17
	自動車							0	0
	入管	1	1	1				2	3
	行政不服申立代理業務								
	その他						1	1	1
	小計	4	2	8	7	0	5	22	26
合 計	28	91	84	46	12	25	258	286	



「季のきらめき」小美玉市特集の取材に参加して

日 時：令和5年10月13日(金)

午前10時～午後5時

場 所：希望ヶ丘公園(コスモス畑)、山中薬師堂、手接神社、耳守神社、生涯学習センターコスモス、(株)小美玉ふるさと食品公社

参 加 者：竹内副会長、澁谷部長、斉藤副部長、大嶋副部長、宇野通信員、北野通信員、鈴木通信員、青山通信員

内 容：昨年12月に発行した「季のきらめき」で小美玉市特集を掲載しました。今回初めて各支部の通信員に同行取材の希望を伺い、4人の方々が参加しました。参加した通信員に取材した感想を執筆してもらいましたので、内容は寄稿文でご確認ください。

魅力あふれる小美玉市

茨城県の空の玄関口！美味しいヨーグルトを作っているところ！そんなイメージで小美玉市の取材に同行いたしました。実際は、それだけではなく、もっともっと魅力的な街でした。綺麗なコスモスのお花畑、語り継がれた伝承のある神社、そして、とーっても美味しいソフトクリーム。特集で書ききれなかった楽しいところ、美味しいところが、まだいっぱいあります。是非、皆様も小美玉市にお立ち寄りいただき、素敵な場所を探してみてください。その際に、小美玉市特集がお役に立てば幸いです。

【水戸支部通信員 宇野 雅彦】

誇りに思える地域づくり

10月13日に、小美玉市での取材に同行する機会を頂きました。

取材全体を通じて感じたのは、関係者の強い想いです。取材でお話を伺った方々はエネルギッシュな方ばかりでしたが、その原動力として純粋な地域を愛する気持ちを強く感じました。小美玉市市長公室魅力発信課の清水係長がおっしゃっていた、「まずは小美玉に住んでいる人達自身が誇りに思える地域づくり、ものづくりをして、魅力を自然と自分たちで発信していけるようにしたい」という言葉が非常に印象的でした。今般の取材経験を今後の業務にも活かしていきたいです。

【県南支部通信員 北野 早紀】

信仰と歴史に彩られた史跡

広報部の皆様と一緒に取材先を巡る経験は、取材者の視点を学ぶ上で大変勉強になりました。古くから人々の信仰を集める山中薬師本堂、手接神社や耳守神社など当病平癒で有名な寺社を巡り、病を癒してほしいという切実な願いは時代を超えて変わらないことを感じました。

歴史ある小川・美野里・玉里から成る小美玉市には、権現山古墳や舟塚古墳などの歴史的な遺跡が数多く残っており、霞ヶ浦沿岸部の豊かさを垣間見ることができました。資料館では学芸員の方から史跡について貴重なお話を伺い、ますます郷土史に興味を抱くようになりました。

【県西支部通信員 鈴木 智絵】

おみたまヨーグルトは絶品！

私は、小美玉市に隣接している銚田市に住んでいます。普段、小美玉市は、茨城空港を使うとき以外は、石岡方面に行くときに通るだけでした。希望ヶ丘公園のコスモス畑、山中薬師本堂、手接神社、耳守神社は、取材に行き、初めて知りました。生涯学習センターコスモスで学芸員の方に話を聴き、たくさんの史跡があることも知りました。色々を知ることが出来ましたが、やはり、一番は、空のえき「そ・ら・ら」で買ったおみたまヨーグルトがとても美味しかったことです。プリンを食べたことがありましたが、ヨーグルトは初めてだったので、そのおいしさにびっくりしました。

【鹿行支部通信員 青山 里美】



◎ 運輸交通部

部長 佐藤 鉄也

第1回 実務研修会

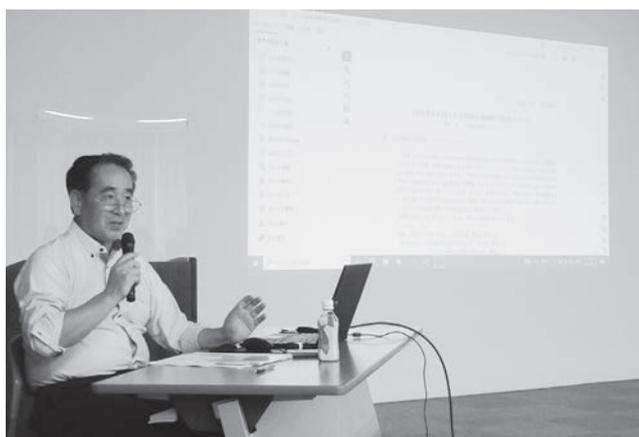
日時：令和5年10月18日(水) 午後1時30分～午後4時30分

場所：茨城県開発公社ビル 1階 中会議室

講師：運輸交通部担当副会長 橋本 哲
 運輸交通部 部長 佐藤 鉄也
 運輸交通部 副部長 熊山 達也

参加者：16名

内容：これまでの構成から変更し、本研修は二部構成にて実施しました。第1部は行政書士業務となる運輸交通関係の各種手続きについて紹介し、身近にあるサービス等に係る行政書士の関与について解説をしました。第2部は、行政書士が関わる運輸関係業務の中で代表的なものとして、一般貨物自動車運送事業に係る許認可について解説しました。業務遂行上の一助となれば幸いです。



● 環境部

部長 小島 英樹

栃木県行政書士会が実施する産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書作成特別研修会への参加

日時：令和5年11月30日(木) 午前9時30分～午後5時

場所：栃木県教育会館

出席者：木村副会長 小島部長

内容：今回で9回目、茨城会から7名の参加がありました。

研修修了者は、栃木県に産業廃棄物収集運搬業許可申請において、申請者が経理的基礎を有しない場合に必要となる経営診断書を作成提出できる行政書士になることができます。

研修開始前は、産業廃棄物収集運搬業許可申請について、栃木会と情報交換を行いました。

● 国際部

部長 佐藤 雄太

第1回 業務研修会

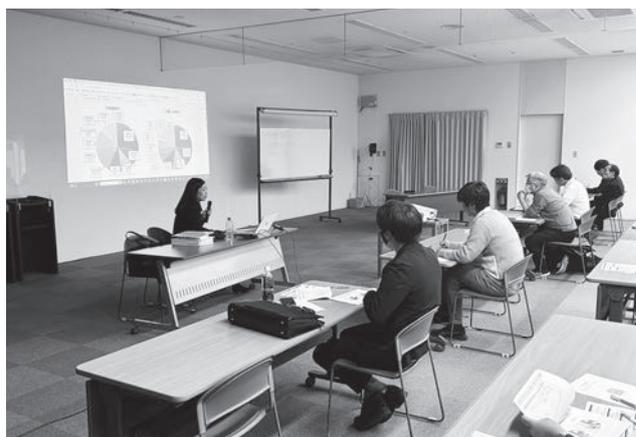
日時：令和5年11月29日(水) 午後1時30分～午後3時30分

場所：茨城県開発公社ビル 1階 中会議室

講師：国際部 池田副部長

参加者：15名

内容：外国人雇用の流れと実情



技能実習制度の見直しについて

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人材不足分野における人材確保や、特定技能1号の技能水準の人材に育成することを目指す新たな制度の検討が進んでいます。

11月24日の「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第16回）」では、現行の技能実習制度の職種を機械的に引き継ぐのではなく、特定技能制度における「特定産業分野」に限定するとの提言がありました。

そのため、新たな制度では、現行の技能実習制度（2号移行対象職種87職種159作業）で受け入れていた職種の一部で、受け入れができなくなる可能性があります。

また、新たな制度の適正化と実効性を担保するために、監理団体・登録支援機関・受入れ機関・送出機関の要件を厳格化するとしています。具体的には、「受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限や外部監視の強化による独立性・中立性の確保」などが検討されており、監理団体の有り方にも変化が生じる可能性があります。

引き続き、動向を注視していく必要があります。

以下は、出入国在留管理庁ホームページ「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第16回）最終報告（案）（概要）」からの引用です。

最終報告書（案）（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成） 資料1-2

① 見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての3つの視点（ビジョン）

国際的にも理解が得られ、日本が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

安全安心・共生社会

全ての人が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする

見直しに当たっての4つの方向性

- 技能実習制度を、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 外国人材に日本が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能への円滑な移行を図ること
- 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
- 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

留意事項

- 現行制度の利用者等への配慮
見直しにより、現行の技能実習制度・特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないよう、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないよう、きめ細やかな配慮をすること
- 地方や中小零細企業への配慮
とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業においても、人材確保が図られるように配慮すること

② 提言

1 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等

- 現行の技能実習制度を漸進的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- 基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
- ※現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
- ※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「またる技能」を定めて育成・評価（育成開始から1年経過・育成終了時まで）に試験を義務付け。
- 季節性のある分野（農業・漁業）で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定（受入れの上限数として運用）。
- 新制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新制度での転籍の在り方

- 「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続きを柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
 - 計画的な人材育成等の観点から、一定要件（同一機関での就労が1年超／技能検定試験基礎級・日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格／転籍先機関の適正性（転籍者数等）を設け、同一業務区分に限る。
 - 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
 - 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
 - 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新制度による滞在が2年以上の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
 - 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理庁との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- 監理団体の許可要件等厳格化。
 - 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限／外部監視の強化による独立性・中立性確保。
 - 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。
- ※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化方策

- 新制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
 - ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
 - ②日本語能力A2相当以上の試験（日本語能力試験N4等）合格
- ※当分の間は相当講習受講可
- 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化／支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- 入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用に排除。
- 制度所管省庁は、地域協議会の組織等を含む制度運用の中心的役割。
- 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

8 送出機関及び送出しの在り方

- 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
 - ※就労開始前にA1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当講習受講
 - 特定技能1号移行時にA2相当以上の試験（N4等）合格 ※当分の間は相当講習受講可
 - 特定技能2号移行時にB1相当以上の試験（N3等）合格
 - ※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする（4、6に同じ）。
- 日本語支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他（新たな制度に向けて）

- 政府は、人権保護行為に対しては現行制度下でも可能な対応を迅速に行う。
- 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- 現行制度の利用者等に不当な不利益等を生じさせないよう十分な配慮を行う。
- 本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。

第1回 新入会員研修会

日時：令和5年10月12日(木)～13日(金)
場所：ホテルマロウド筑波
講師：茨城県人権啓発推進センター 人権相談員 平山義明 様
古川会長、増戸副会長、市民法務部一同

参加者：21名

内容：令和5年度第2回新入会員研修会が、10月12日(木)から2日間、土浦市にて開催されました。今回から2日目の時間を延長し、少し余裕のあるスケジュールとなりました。そのため、初歩的な各種業務研修に加え、本研修の1番の目的である「同期会員相互の交流を図る」こともできたのではないかと思います。

新入会員研修会アンケート結果：

- ・大変有意義な研修でした。誠にありがとうございました。同期の方々と交流を持てて良かったです。専門業務以外の業務の全体像を知ることができ、資料もいただけて良かったです。「模擬相談」は、設定内容が深く練られていると感じました。ユーモアをまじえて、皆さん名役者でした。
- ・委員会の役員の皆様、ご多忙の中、熱心なご指導ありがとうございました。2日目の相談会やパネルディスカッション大変勉強になりました。様々なキャリアやバックグラウンドを有する新人行政書士の皆さんと知り合えてよいネットワークができました。
- ・同業者間の情報収集の場として、今後の業務展開のための人脈作りとして、有効なものとなりました。
- ・内容、形態などとても充実した研修で大変勉強になりました。市民法務部の皆様のご尽力に大変感謝いたします。ありがとうございました。
- ・おいそがしい中、研修会の開催をいただき、ありがとうございました。
行政書士登録をして、1年以上たちますが、まだまだ業務についてわからないことだらけでしたので、このような全体を網羅した研修をいただき、本当にありがたかったです。自動車や建設業許可等触れたことのない分野は大変勉強になったのはもちろん、司法書士としてすでに行っている業務でも行政書士としてのかかわり方も知り、新たな視点が得られました。行政書士はなかなか食べていけない資格だという認識があったので、先輩のご活躍の様子を直接お伺いできたのは、得難い財産になりました。ありがとうございました。
- ・初日の研修についてテーマによっては、研修時間が少し短いように感じた。質疑応答の時間が少ないと感じた。二日目 相談事例実践は、具体的な事例を学ぶ策として、非常に参考になった。
- ・多品目の研修を効率よく説明いただきました。交流をつくっていただき、ありがとうございます。
- ・研修会を開催いただきましてありがとうございました。幅広い行政書士業務を一度に概観でき非常に勉強になりました。研修資料には実際に使用された書類が含まれており、具体的なイメージを持って話を聞くことができました。講師の先生方の実際の経験に基づいた具体的なお話は心に残るとても有益なものでした。同期の方々との交流できたことは良い刺激となりました。特に模擬面談は声を出して笑ってしまうほど印象に残るものでした。今回の研修で得たものを活かし業務に励んで参ります。
- ・実務研修は、各業務を横断的に学ぶ事が出来て短時間でも行政書士業務の概要を知る事が出来ました。グループ討議では、様々な貴重な意見を聞く事が出来て、有意義でした。
- ・研修内容が多岐に渡っていて、とても有意義でした。特に2日目のグループ討議・パネルディスカッションがとてもありがたかったです。
- ・ディスカッションに時間を割いていただき、充実しておりました。ホテルの朝食は、とても美味しかったです。珈琲も、いい香りがして、美味しかったです。
- ・行政書士資格をいただきましてから1ヶ月近く、特別なとりくみをしてこなかったので反省しております。看板をだしましたがそれにつづくとりくみにしていくキッカケになりました。先生方ありがとうございます御座居ました。
- ・非常に有意義な時間を過ごす事ができました。ありがとうございました。
- ・講師の先生方の熱量が大きく、分かりやすい事例を含め初級者にも理解しやすいように工夫されていて有難

かったです。

- ・実務研修について、自分の理解不足が多いため、大変勉強になりました。様々な前職の方が集まっていて、横のつながりが持てた点。貴重な実務面の話を聞くことが出来て、参考になりました。
- ・新入会員向けとのことで、主な業務を網羅的・実務的にお話しいただけて非常に有意義な研修会でした。
- ・講師の体験を踏まえた説明が分かり易かった。同期の方々にも年齢・経歴が幅広く、色々と話が聞けて参考になりました。
- ・昨年登録から都合がつかず、今回の参加になりました。実際受講してみて早目に受けていればと感じました。実務に関する解説は2回に分けても良いと思います。
- ・数多くの先生とお話することができて良かったです。いろいろな知識を得ることができ、実務につながるように深く理解していきたいと思います。先輩の先生が親切にして頂き、本当に助かりました。ありがとうございます。



第1回 業務研修会

日 時：令和5年10月23日(月)

午後1時30分～午後3時30分

場 所：本会事務局（Zoom配信）

講 師：県南支部 池田 有美

参加者：21名

内 容：改正電子帳簿保存法やオンライン申請、電子契約書について、とても分かりやすくご講義いただきました。

茨城県八士会交流会の開催

日時：令和5年11月22日(水)

場所：L'AUBE Kasumigaura (土浦市)

毎年秋に開催されております、茨城県八士会の交流会が各会から51名が参加し、盛大に開催されました。本年度は、先般の無料相談会に引き続き、行政書士会が運営を担当いたしました。各所で、異士業間で名刺交換や活発な意見交換が行われ、今後の業務上の連携につながる事となるでしょう。

各部から



古川会長挨拶



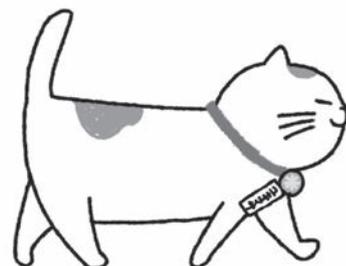
永塚部長による乾杯



士業の紹介の様子



交流の様子



● 会員指導委員会

委員長 竹内 崇

重要なお知らせ

令和5年8月31日より

1. 一般倫理研修の受講が“全会員に対して義務”となりました。
2. 職務上請求書の購入時に一般倫理研修の修了証が必要となります。

(本会の新コンプライアンス研修会を受講した方でも改めて受講が必要です。)

○ 概要

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする会則改正がなされました（日本行政書士会連合会会則62条の2第三号）。倫理研修の実施のために必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則により定められました（令和5年8月31日施行）。

○ 研修科目

- ①行政書士法及び関係法令 ②人権 ③職業倫理 ④職務上請求書の適正使用

○ 受講方法

中央研修所研修サイト (<https://gyosei.informationstar.jp/>)
で提供されるビデオ・オン・デマンド（VOD）コンテンツを視聴していただきます

中央研修所研修サイトへのアクセスはこちら ➔



○ 注意事項

- ・視聴にはパソコン・スマートフォン等が必要です。
- ・中央研修所研修サイト（VOD）での受講が困難な場合は、ご所属の単位会にご相談ください。
- ・初回は、ID・パスワードの発行が必要です。
- ・VODでの受講ができない場合には、集合での一般倫理研修を受講してください。
（開催日時等については、27ページをご覧ください。）

○ 受講期限（初回）

- ①令和5年8月31日時点で会員である者
令和6年3月31日までに受講し、修了する。
- ②令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者
登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講し、修了する。

例：令和5年11月1日に登録した者 ➔ 令和6年2月29日まで

〈参考（次回期限）〉

修了日の5年後の日が属する年度の3月31日

例：令和5年9月1日に修了した場合 ➔ 令和11年3月31日

- ・ただし、令和5年3月31日までに修了した場合は、令和11年3月31日とする。

VOD 研修受講の流れ

- ① 中央研修所研修サイトへログイン。
(<https://gyosei.informationstar.jp/>)
- ・初回は ID、パスワードの発行が必要。
 - ・「ID、パスワード申込」より申込してください。



中央研修所研修サイトはこちら

- ② 「講座一覧」から「一般倫理研修」を選択し、最後まで視聴（約3時間）。

< 受講指定科目 >

- ① 「行政書士法及び関係法令」
- ② 「人権」
- ③ 「職業倫理」
- ④ 「職務上請求書の適正使用」



- ・4科目すべてを受講したのち、テストを受講する必要があります。各科目の動画内にキーワードが一つずつ散りばめられておりますので、ご注意ください。

- ③ すべての講座を視聴後、テストを受講。

- ・すべての講座の視聴率を100%にする必要があります。
- ・テストに合格しないと修了証が発行できません。



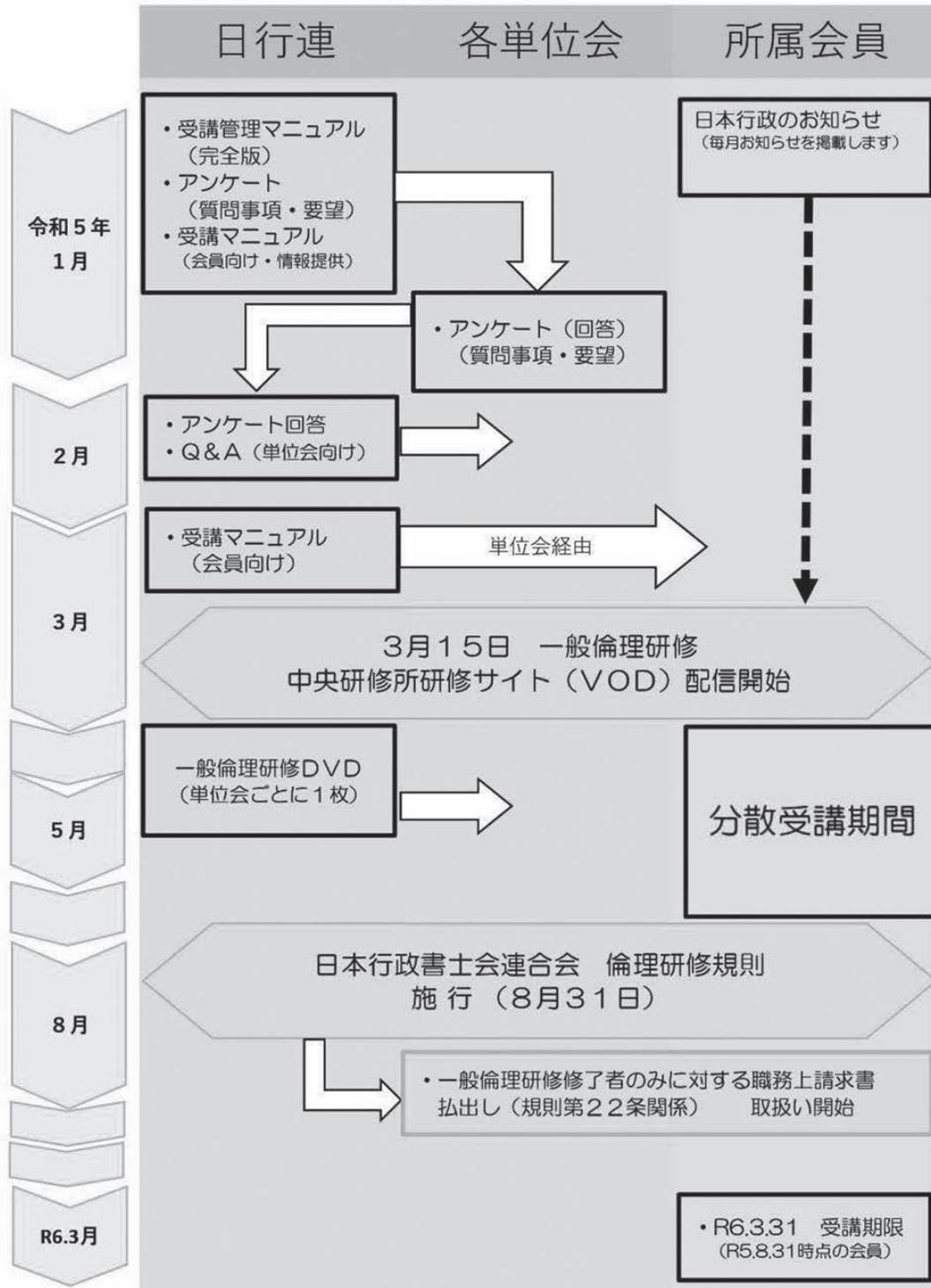
- ④ テスト合格後、「修了証発行」をクリックして研修修了。

- ・修了証は職務上請求書の購入時に必要となります。
- ・必要に応じてご自身のプリンターで印刷してください。



◎より詳細な流れについては、日本行政書士会連合会 会員サイト【連 con】に掲載している「中央研修所研修サイト利用マニュアル（一般倫理研修）」をご確認ください。

【1. 一般倫理研修に関する今後のスケジュール】



補助者研修会の開催について

補助者の皆様にはいままで補助者証の更新のために『新コンプライアンス研修会』を受講していただいておりますが、日本行政書士会連合会主催『一般倫理研修』（行政書士会員のみ受講可能）の配信開始に伴う『新コンプライアンス研修会』終了のため、令和5年4月より補助者の方を対象にした別途本会主催の『補助者研修会』を開催することとしました。

なお、次回補助者証の更新のためにすでに『新コンプライアンス研修会』を受講されている場合には、改めて『補助者研修会』を受講する必要はございません。

また、『補助者研修会』の開催日時等については、27ページをご覧ください。

大切なお知らせ

1. 職務上請求書の購入について

職務上請求書購入日

職務上請求書払出日にのみ購入することができます。

原則毎月第1・3木曜日 午後2時～午後5時

近くは2/15・3/7・3/21・4/4・4/18となります。



購入方法

購入を希望される会員は、払出日までに以下のものを事務局までご持参いただくか、ご郵送ください。

- ①購入申込書（別紙様式第2号）※職印押印
- ②誓約書（別紙様式第3号）※職印押印
- ③使用済みの職務上請求書
- ④コンプライアンス研修会修了証写しまたは一般倫理研修会修了証の写し
- ⑤認印（郵送の場合は不要）

※注意事項※

- ・窓口で購入する場合には、行政書士証票をご提示ください。
- ・会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- ・代金は一冊800円です。（郵送の場合には、使用済みの職務上請求書と購入された職務上請求書と一緒にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。）
- ・新規で購入する場合には確認が不要なので、払出日以外でも対応いたします。

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による『使用済職務上請求書』の内容確認があります。

※不適正な使用・未記載等がある場合、**即日の払出しが出来ない場合があります。**

※郵送申込みの場合は、上記払出日に内容確認のうえ払出日の翌日に発送いたしますので、時間に余裕を持ってお申込みください。

購入冊数

個人会員 使用中の職務上請求書を含め2冊まで

法人会員 本会に所属する社員行政書士の人数×2 + 2冊まで

保管方法

- ・職務上請求書控え綴りは使用済みの日付から2年間の保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場合でも、会員指導委員会の確認を受けるまでは廃棄しないでください。確認前に紛失または廃棄してしまった場合は、「顛末書」を提出いただけます。
- ・書き損じや不使用になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなどの無効処理を行い、控え綴りに保管してください。
- ・登録の抹消または法人を解散する場合には、必ず事務局まで返戻してください。

紛失・盗難された場合

- ・【使用済みの職務上請求書の場合】
「顛末書」と使用済みであることを証明する帳簿（事件簿）の写しを添えて、その理由を本会事務局に報告してください。
- ・【使用中の職務上請求書】
所轄の警察署へ届出するとともに、「顛末書」により本会事務局に報告してください。不正利用防止のため法務局・茨城県・日本行政書士会連合会へ連絡いたします。

2. 会費滞納者及び法的措置対象者の公表について

本会の運営は、会員各位が納入された会費によって成り立っています。

しかし、一部の会員にあっては会費滞納に対する意識欠如のためか一向に改善努力も見られず、その対応に苦慮いたしております。このことは本会の事業遂行に大きな妨げとなることはもとより、適時納入義務を全うしている会員との間に著しく公平を欠く要因となることから解決すべき一大案件であります。

そこで本会では、平成26年10月1日から施行されました「会費滞納者の公表に関する規程」を改正し、より厳しい手段を講ずることにより、会費滞納の解消並びに滞納者ゼロを目指すこととし、平成28年12月20日開催の理事会において提案、承認可決され、同日施行されておりますことをお知らせいたします。

3. 行政書士法人に対する注意喚起

行政書士が行政書士法人の社員になった場合、個人の行政書士として業務を受託することはできません。よって、当然に個人行政書士名で請求書や領収書を発行することはできません。

行政書士業務に関しては、法人事務所に常駐しなければならず、法人の社員行政書士が個人事務所を設けることはできません。

関係省庁より類似の事例について指摘があり、ここに注意喚起をいたします。

行政書士法

(社員の競業の禁止)

第13条の16 行政書士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその行政書士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の行政書士法人の社員となってはならない。

2 行政書士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその行政書士法人の業務の範囲に属する業務を行ったときは、当該業務によって当該社員又は第三者が得た利益の額は、行政書士法人に生じた損害の額と推定する。



令和 年 月 日

茨城県行政書士会
会長 古川 正 美 殿登録(法人)番号 :
支 部 :
氏 名(法人名称) :

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」
購 入 申 込 書

1. 購入部数 (いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
			備考：所属する社員行政書士の数 () 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類 (主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類 (添付するものに○をつけること。)

①誓約書

②使用済み職務上請求書の控え

〈添付しない場合の理由〉

・初回の購入申込み

・紛失 その他 (顛末書により詳細な理由を記載すること)

③日本行政書士会連合会会則第62条の2第3項に定める倫理研修を修了したことを証する書類

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓約書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人身権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	令和 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名(法人名称)	職印		

〈以下、単位会記入欄〉

払出し管理番号	
---------	--

封印受領証の購入について

封印受領証は、払出日にのみ購入ができます。

払出日時は、原則偶数月の第4水曜日（該当日が休日の場合はその翌日）です。

令和5年度払出日時	
令和6年2月28日(水)	午後1時～午後3時
令和6年3月27日(水)	午後1時～午後3時
令和6年4月24日(水)	午後1時～午後3時

【払出し申込みの方法】

購入を希望される会員は、払出し日までに当会所定の購入申込書の原本を事務局まで郵送ください。対応にご協力願います。**FAX不可**

※購入申込書の様式は「[本会ホームページ](#)→[会員専用ページ](#)→[各種手続\(出張封印\)](#)→[出張封印](#)」からダウンロードしてください。

【封印受領証の価格】

様式第5号 一冊(30枚綴り) 1,000円

(郵送の場合には、購入された封印受領証とゆうちょ銀行の払込取扱票を同封して翌日に郵送いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。)

【封印受領証の払出し冊数の制限】

個人会員…5冊まで

法人会員…5冊に加えて、本会に所属する社員行政書士人数×5冊まで

【令和元年度までに丁種会員名簿に登載された方について】

令和2年5月15日付茨行書第126号において通知しましたとおり、封印受領証は、様式第4号及び第5号の払出しを行ってまいりましたが、封印業務の効率化のため、本会が封印委託を受けているすべての運輸支局に対し、提出する封印受領証の様式を様式第5号に統一しました。

従い、令和2年5月より様式第5号のみを払出し、茨城運輸支局においても様式第5号を提出することが可能となっております。

なお、現存する様式第4号については、継続して茨城運輸支局のみに提出可能です。様式第5号を使用する際は、会長名を古川正美会長に訂正の上、ご使用ください。

また、一度に保有できる最大冊数は、様式ごとに5冊とされておりましたが、様式第4号が無くなり、現に様式第5号を5冊保有されている場合は、新たに購入することはできませんのでご注意ください。

※丁種会員の皆さまにおかれましては、茨城県行政書士会封印業務の受託に関する規程、茨城県行政書士会封印管理委員会運営細則及び茨城県行政書士会自動車封印取扱内規をよくご確認の上、封印業務にあたっていただけますようお願いいたします。

通知・通達

- ◇令和5年10月4日 【日行連発第779号】 行政書士法に基づく報酬の額の掲示に関する留意事項について
- ◇令和5年10月4日 【日行連発第781号】 保管場所標章の郵送交付に係る通達について（周知）
- ◇令和5年10月10日 【監第491-1号】 令和5・6年度建設工事及び建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の追加受付について（通知）
- ◇令和5年10月11日 【日行連発第802号】 「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱いについて（周知）
- ◇令和5年10月19日 【みらい住第250号】 市街化調整区域で自己用住宅を建築する場合の許可基準について（周知）
- ◇令和5年11月8日 【日行連発第917号】 職務上請求書の使用に関する会員への指導及び管理の徹底等について
- ◇令和5年11月15日 【日行連発第950号】 建設キャリアアップシステムの行政書士登録情報変更について（周知）
- ◇令和5年11月28日 【埼行発第558号】 埼玉県（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）許可申請における「電子申請・届出サービス」利用の開始について

※内容の詳細については、本会HP(<https://ibaraki-gyosei.or.jp>)をご確認いただくか、本会事務局宛までお問い合わせ下さい。

- ※ 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- ※ 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- ※ 研修会の無断欠席者が大変多くなっており、会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必ず事務局へご連絡ください。

一般倫理研修会

※詳しくはP.18をご覧ください。

研修内容	①行政書士法及び関係法令、②人権、③職業倫理、④職務上請求書の適正使用		
日 時	令和6年3月7日(木) 令和6年4月4日(木)	午後1時30分～午後5時	
場 所	各回とも茨城県開発公社ビル 会議室		
受講方法	日本行政書士会連合会が作成した『一般倫理研修』コンテンツを会議室のスクリーンに投影して、視聴します。		
対 象	会 員 (事務所等で中央研修所サイト『一般倫理研修』をVOD形式で視聴できない方が優先) ※補助者の方は受講できません。		
受講料	無 料	定 員	最大50名
申込方法	メールまたはFAXまたはQRコード 本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：info@ibaraki-gyosei.or.jp		
申込期限	各回とも開催日の1週間前まで	担 当	会員指導委員会
参加申込 ※太枠の中をご記入下さい	参加日 3/7 () 4/4 () ※希望日の()に丸を付けてください。 会員氏名 _____ 登録番号 第 _____ 号 支部名 _____ ※遅刻や早退・中途退室の場合には、修了証がお渡しできませんので予めご了承ください。 ※受講後、職務上請求書をご購入される方は 職印 をお持ちください。		

補助者研修会

※詳しくはP.20をご覧ください。

研修内容	行政書士制度、行政書士法、職務上請求書等、行政書士事務所に勤める補助者として知っておいていただきたいこと		
日 時	令和6年4月18日(木)	午後1時30分～午後3時30分	
場 所	茨城県開発公社ビル 1階 会議室		
講 師	本会会員指導委員		
対 象	補助者 ※会員の方は受講できません。		
受講料	無 料	定 員	23名
申込方法	メールまたはFAXまたはQRコード 本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：info@ibaraki-gyosei.or.jp		
申込期限	開催日の1週間前まで	担 当	会員指導委員会
参加申込 ※太枠の中をご記入下さい	上記の研修会に申し込みます。 参加人数 補助者 _____ 名 会員氏名 _____ 補助者氏名 _____ 補助者番号 第 _____ 号 補助者氏名 _____ 補助者番号 第 _____ 号 補助者氏名 _____ 補助者番号 第 _____ 号 ※遅刻や早退・中途退室の場合には、修了証がお渡しできませんので予めご了承ください。 ※この研修会は原則3か月に1回開催する予定です。 次回開催予定日は令和6年7月18日(木)です。		

- ※ 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- ※ 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- ※ 研修会の無断欠席者が大変多くなっております。会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必ず事務局へご連絡ください。

農振除外研修会

研修内容	「農振除外申請他について」		
日 時	令和6年3月8日(金)	午後1時30分～午後2時50分	
場 所	茨城県開発公社ビル 4階 大会議室		
講 師	茨城県農林水産部農業政策課 ご担当者様		
参加費	無料	定 員	100名(会員・補助者対象)
申込方法	FAX、QRコードまたは本会ホームページ 本会事務局 FAX：029-305-3732		※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます
申込期限	令和6年2月29日(木)	担 当	国土農地・建設部(第3回・第一部)
参加申込 ※太枠の中を ご記入下さい	支部 _____ 会員名 _____ 質問 _____ _____ _____		

建設業「働き方改革」関連研修会

研修内容	「建設業の『働き方改革』関連の基礎知識他について」		
日 時	令和6年3月8日(金)	午後3時～午後4時20分	
場 所	茨城県開発公社ビル 4階 大会議室		
講 師	(一財)建設業情報管理センター ご担当者様		
参加費	無料	定 員	100名(会員・補助者対象)
申込方法	FAX、QRコードまたは本会ホームページ 本会事務局 FAX：029-305-3732		※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます
申込期限	令和6年2月29日(木)	担 当	国土農地・建設部(第3回・第二部)
参加申込 ※太枠の中を ご記入下さい	支部 _____ 会員名 _____ 質問 _____ _____ _____		

- ※ 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- ※ 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- ※ 研修会の無断欠席者が大変多くなっており、会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必ず事務局へご連絡ください。

入国・在留手続概論

研修内容	東京出入国在留管理局水戸出張所の職員をお招きして、研修を行います。 入管法や取次制度について、講義をしていただく予定です。 研修後半には、主に取次を始めたばかりの方に向けたミニ研修を行います。		
日時	令和6年3月15日(金)	午後1時30分～午後3時	
場所	茨城県開発公社ビル 1階 中会議室		
講師	東京入管水戸出張所 統括審査官 八木 寛之 様		
参加費	無料	定員	30名
申込方法	FAX、QRコードまたは本会ホームページ 本会事務局 FAX：029-305-3732		※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます
申込期限	令和6年3月8日(金)	担当	国際部 (第2回)
参加申込 ※太枠の中を ご記入下さい	支部 _____ 会員名 _____ 質問 _____ _____ _____		

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する 条例に関する行政書士を対象にした説明会

研修内容	新たに制定された茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例について、その概要、規制対象、許可制の導入、保管基準、行政処分、罰則等について県担当部署からの説明と質疑応答		
日時	令和6年3月25日(月)	午後1時30分～午後3時30分	
場所	茨城県開発公社ビル 4階 大会議室		
講師	茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 課長補佐 有井 裕昭 様		
参加費	無料	定員	100名 (会員・補助者対象)
申込方法	FAX、QRコードまたは本会ホームページ 本会事務局 FAX：029-305-3732		※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます
申込期限	令和6年3月15日(金)	担当	環境部 (第3回)
参加申込 ※太枠の中を ご記入下さい	支部 _____ 会員名 _____ 質問 _____ _____ _____		

水戸支部



第2回 フリートーキングin中川楼 鰻昼食会

日時：令和5年9月30日(土)
午前11時～午後1時30分

場所：水戸 中川楼

内容：「フリートーキング&鰻昼食会」

昨年好評でありました鰻昼食会付きのフリートーキングが、老舗の鰻屋である「水戸 中川楼」にて開催されました。

まず、菊池壮一先生の司会の下、「①最近困っていること」「②業務上で遭遇した変わった事例」「③皆さんで共有したい事例」「④この際皆さんに伺いたいこと」という4つのテーマにつきまして、活発に情報交換がなされました。

テーマごとのフリートーキングの後は、各々の席に鰻重が配膳され、最高の鰻に舌鼓を打ちました。

そして、美味しい鰻に後押しされるように、さらに深く日頃の業務の疑問点につきまして意見交換が行われました。

今回は、行政書士でもあり、本会顧問としてもお世話になっております田所嘉徳衆議院議員にもご参加いただき、非常に内容の濃いフリートーキングとなりました。

このような素晴らしいフリートーキングを企画・運営してくださいました役員の先生方、ありがとうございました。



本会顧問の田所嘉徳衆議院議員もご参加してくださいました。



活発に意見交換がなされました。



こちらが文政5年（1822）創業の中川楼の鰻重です。



美味しい鰻を食べて大満足の笑顔で、パチリ！



「行政書士制度広報月間」のPR活動

日時：令和5年10月12日(木)～14日(土)
正午～午後6時

場所：水戸京成百貨店
8階エスカレーター脇特設会場

内容：「面談による無料相談会」及びPR活動

「行政書士制度広報月間」の活動の一環で、水戸京成百貨店におきまして、無料相談会と行政書士制

度のPR活動を行いました。

当日は、古川正美本会会長も会場に足を運んでくださり、行政書士制度を大いにアピールしていただきました。

本会及び支部の先生方のご尽力により、開始前から相談者が足を運ばれるほど市民の皆様に関心を持っていただき、担当された先生方が丁寧に相談に応じておられました。



古川正美会長が駆けつけてくださり、行政書士制度のPR活動を盛り上げてくださいました。



齊藤公基相談員と杉山洋治相談員



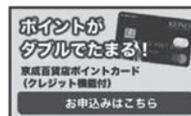
浅野諭相談員



茨城県行政書士会水戸支部による無料相談会を開催いたします。
遺産分割・相続・各種許可申請、その他官公署手続きは行政書士にお任せください。
どうぞお気軽にご相談ください。

会期	10月12日(木)～14日(土) 各日12:00～18:00
場所	8階 エスカレーター脇特設会場

10/12～10/14「行政書士無料相談会」が開催されます



トピックス	
[9/27更新]	10/12～10/14「行政書士無料相談会」が開催されます NEW
[9/12更新]	お得に水戸の食を満喫!!「EatJoy Mito vol.4」開催 NEW
[9/6更新]	クレジット機能付き京成ポイントカード 新規入会キャンペーン NEW
[8/30更新]	営業時間のお知らせ
[8/16更新]	明後日朝顔プロジェクト2023水戸
[5/30更新]	京成百貨店を名乗る不審な電話にご注意ください。
[5/2更新]	クレジット機能付き京成ポイントカード会員募集中
[ご報告]	雇用調整助成金等の不正受給に対する弊社の対応について
[10/5更新]	クレジット機能付き京成ポイントカード「ご利用代金明細書」のWeb明細への切替えについて
[7/6更新]	節電にご協力ください。

京成百貨店のHP上でも紹介していただきました。

水戸市民会館主催事業 水戸キャンパス100

日 時：①令和5年10月25日(水)
午後7時～午後8時30分
②令和5年10月27日(金)
午前10時～午前11時30分

場 所：水戸市民会館 中会議室303・304

内 容：「相続のキホン」(令和5年10月25日(水))
「遺言書のキホン」(令和5年10月27日(金))
講師 磯野 敦義 水戸支部副支部長

水戸市民会館の開館事業として令和5年7月に限定企画として開講されておりました「水戸キャンパス100」という公開講座が、10月から正式開講いたしました。

これにともない、水戸支部でも「水戸キャンパス100」にて公開講座を行いました。

今回のテーマは、「相続のキホン」と「遺言書のキホン」で、水戸支部副支部長としてお世話になっております磯野敦義先生に2回にわたって講義をしていただきました。

まず、第1回は、「相続のキホン」と題して、相続の様々な問題について、具体例をふんだんに盛り込んだ解説をしていただきました。

次に、第2回は、「遺言書のキホン」と題して、相続に関する初歩的な内容を説明しつつ、相続の生前対策となります遺言書にクローズアップした講義をしていただきました。

ご経験豊富な磯野敦義先生の説明は大変分かりやすく、本講座にご参加いただいた市民の皆様にも、満足していただけたと思われまます。

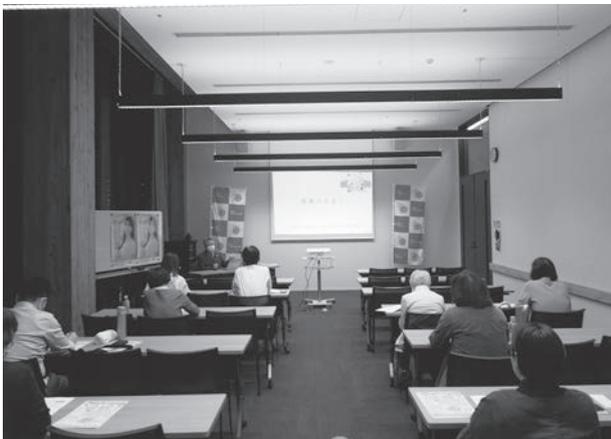
磯野敦義先生、ありがとうございました。



開講に先立ち、久保朋央水戸支部支部長からご挨拶がありました。



講師の磯野敦義水戸支部副支部長



第1回目は、「相続のキホン」についての説明がなされました。



第2回目は、「遺言書のキホン」についての説明がなされました。

※ 水戸支部では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、管轄の全ての市と町において、無料相談会を実施しております。
(通信員 宇野 雅彦)



県南支部研修旅行

日 程：令和5年11月18日(土)～19日(日)

場 所：北茨城市 五浦観光ホテル等

参加者：34名

【研修内容】

11月18日から19日にかけて、県南支部研修旅行が実施されました。コロナ禍を経て、数年ぶりの宿泊研修となりました。

まず、花貫溪谷で紅葉狩りを楽しみ、その後茨城県点心記念五浦美術館へ移動し見学しました。ホテルに到着後は、グループディスカッションを実施し、活発な意見交換が行われました。新人にとっては、ベテランの意見を聞いたり、日々の業務の中で生まれる疑問を解消する貴重な機会となりました。ベテランにとっても、良い刺激になったのではないかと思います。

今回は参加者のうち3名の方に寄稿文を執筆して頂きましたので、ご紹介します。

(通信員 北野 早紀)

【寄稿文】

1. 飯塚良一 先生 「県南支部研修旅行に参加して」

去る11月18、19日に開催された県南支部研修旅行に参加させていただきました。

参加の理由は、令和5年度登録の経験の浅い私にとって、まずは、県南支部の先生方の中に飛び込み、交流することで、今後の業務の方向性を見出せたらと考え参加させていただきました。

2日間を通して、先生方の業務内容や、一番お聞きしたかった顧客の獲得方法についてもお聞きすることができ、とても充実した時間を過ごすことができました。今後の研修にも積極的に参加させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

石井支部長はじめ、スタッフの先生方、また、参加された先生方には大変お世話になりました。楽しく有意義な2日間をありがとうございました。

2. 曾我真 先生 「研修旅行感想」

研修旅行というものに久しく参加したことがなく、会社員時代まで遡っても、バス貸切で名所を巡りながら親睦を深める、というような形式で旅行した記憶がありません。

学生時代、合気道の稽古合宿に長野と新潟の県境まで出かけたのは30年以上前のことになります。

花貫溪谷を巡り五浦観光ホテルに到着後、研修と食事を終え部屋に帰っての飲み会となりましたが、先生方のお話は尽きる事無く、宴は深夜まで続きました。

今回の旅行で印象深かったのは、なんと言っても朝風呂の景色。

日の出は六時二十一分とのご連絡がホテル側からありましたので、翌朝六時頃「大観の湯」に向かいました。

露天風呂からは正面に大海原と打ち寄せる波が眼下に見えます。

波間からせり上がった岩肌の色が、冷たい青系から暖色へ刻々と変化する。

沖合に停泊中の船が方向を変えて出港する。

自分の行政書士としての未来もかくあれかし！と願いました。

最後になりましたが、このような旅行を半年も前から企画いただいた支部理事の皆様に深く感謝申し上げます。次回は新人の立場ではなく、少しでも貢献できるよう頑張ります！

3. 宮島利博 先生 「県南支部研修旅行に参加して」

バスの自己紹介で、旅行参加の動機は安くて内容が充実しているからと言いましたが、実はそれ以外にもありました。人脈を広げることとビジネスパートナーを探すことです。

行政書士の実務は、どうしても先輩行政書士のアドバイスが必要なときがあります。実際、私は支部長の紹介で冷岡先生に農転について教を請うたことがあります。冷岡先生が今回の旅行に参加したため直接お

礼を言うことができました。

また、ディスカッションを通していろいろなお話を聞くことができ、よいヒントをいただきました。その上、宴会では本音トークで一気に心の距離が縮まりました。そこで、私はある方と考えが近いことが分かりました。

帰路、石岡で下車してその方を私が車で送ることになりました。そこで、私の事務所に来ていただいてこの業界の将来やお互いの事業計画などを話して意気投合。将来は経営統合も視野に入れて協業していくことにしました。その方の背中を押したのが、新人研修でグループリーダーの私の発言を聞いて大変勇気づけられたからだそうです。これも行政書士会が積極的な交流イベントを展開しているおかげで、本会と県南支部に大変感謝しております。



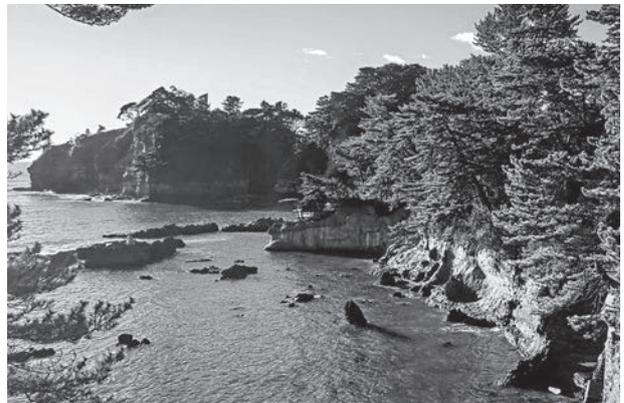
カラーでお伝え出来ないのが残念ですが、紅葉も見事



ディスカッションでの一場面



活発に意見交換がなされました



素晴らしい眺め



旬の味覚に舌鼓



念願の宿泊研修、多くの方が参加しました

第47回土浦市産業祭

日 時：令和5年11月25日(土)～26日(日)

午前10時～午後3時

場 所：川口ショッピングモール505

【事業内容】

11月25日・26日の2日間、茨城県行政書士会県南支部として土浦市産業祭に出店しました。無料相談会を開催しつつ、販促物の配布やユキマサ君着ぐるみによるパフォーマンスを実施。県南支部特製法被も、今回初お披露目となりました。

当日は真冬並みの寒さで、特に2日目は朝から小雨が降っていて厳しい環境でしたが、それでも多くの来場者で賑わいました。出店場所がイベントステージの近くだったこともあり、歌や音楽に包まれながらの相談会。広報月間や常設無料相談会とはまた違う環境の中で相談を受ける事となるため、果たして相談者が来るのか、いざ相談者が来た時に何も問題ないかと心配されましたが、結果として2日間で計10件の相談があり、特にトラブルもなく終わることが出来ました。

ユキマサくんも大人気で、写真撮影に順番待ちができるほど。行政書士のPRに貢献しました。

今年初の試みであり、色々手探り状態ではありましたが、地域の皆様や他の出店者への良いアピールになったのではないかと思います。
(通信員 北野 早紀)



ピンクの法被とユキマサくんが目印



ユキマサくん大人気！



様々な店が並んだ産業祭



相談会も盛況でした

県西支部



1、10月広報月間！県西支部無料相談会の実施について

今年も県西支部内10ヶ所の相談会場で、各地の支部会員が相談員として活躍しました。たくさんの相談を受け、相談員としての責務にやりがいを感じた支部会員も多かったことと思います。無料相談会が行われた会場は下記の通りです。

県西支部では、県西支部「無料相談」センターを設置しており、一般のお客様だけでなく、新入支部会員や相談員業務に興味のある支部会員の見学も歓迎しております。

10日	常総市市民ホール	常総市石下庁舎会議室	桜川市役所真壁庁舎
13日	下妻市立図書館		
14日	古河市スペースU		
21日	筑西市中央図書館		
22日	坂東市猿島公民館		
28日	結城市立中央公民館	古河市三和地域交流センター	境町中央公民館



筑西市相談会場には古川会長もお見えになりました



常総市石下会場もベテラン相談員がサポート

みんなで行政書士たび、ふたたび！～県西支部令和5年度研修旅行～

日 程：令和5年11月18日(土)、19日(日)
出 発 地：下館駅南口
見学場所：青葉城址・大崎八幡宮
 せんだい 3.11 メモリアル交流館、
 石巻市市街地、いしのまき元気いちば等
参加人数：15名

被災地復興と歴史を学ぶ旅

18日早朝、下館駅を出発し、真岡や那須を經由しながらバスで仙台市へ向かいました。今回は新入会員の方2名も含め15名もの支部会員が参加しました。仙台名物の牛タン定食を昼食に頂き、最初の見学地である青葉城址(仙台城跡)を見学しました。本丸跡からは仙台市内が一望でき、好天もあって眺望の素晴らしさに一同息を呑みました。今日でも歴史的な遺構や門が残り、興味が尽きないスポットでもありました。





大崎八幡宮御社殿前にて記念撮影

続いて、国宝建造物としても名高い大崎八幡宮を訪れました。数百年の歴史を誇る荘厳な雰囲気と権現造りの見事な御社殿に感動しながら、参拝しました。

夕方には仙台の奥座敷として知られる秋保温泉へ移動し、そこで一泊となりました。温泉で疲れを癒し、皆で美味しい夕食を囲みました。和やかな雰囲気の中、自己紹介や歌の披露、アトラクションを通して、支部会員同士の親睦を深めることができました。



乾杯で楽しい夕食がスタート



支部会員による歌の披露

翌日はせんだい 3.11 メモリアル交流館を訪れ、職員の方から東日本大震災における津波の被害や被災地域についての詳細な説明を受けました。なぜ未曾有の被害となってしまったか、防災行政のあり方についての真剣な語りに、参加者一同聞き入りました。



大きな壁面地図を用いての被災状況説明

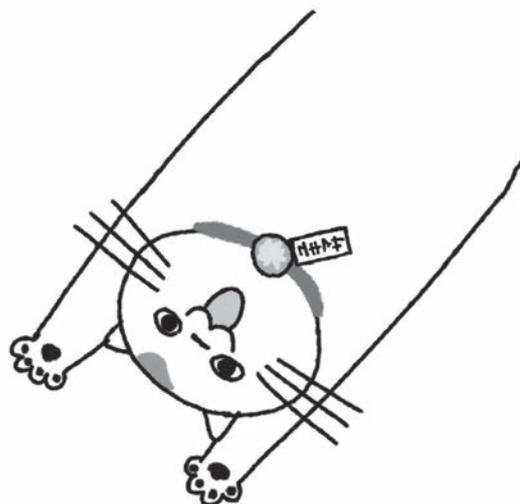


せんだい 3.11 メモリアル交流館見学の様子

その後は石巻を訪れ、「いしのまき元気いちば」で昼食を取り、たくさんのお土産を購入して、ほんの少しですが地域に貢献しました。支部会員の中には震災直後にボランティアとして石巻を訪れた者もあり、石巻市街の復興ぶりに感動し、地元の方々の不屈の心を感じました。石巻からは、福島第一原子力発電所や事故の影響を大きく受けた地域を高速道路から臨みながら、帰路につきました。順次避難指示が解除されているとはいえ、突然に人のいなくなった空き家の跡は生々しく、道々で未だ空間線量の表示板が稼働していることに、原子力災害の重大さを感じさせました。それでも新しく建てられた家々があることには、復興の兆しを再確認しました。

今回の研修旅行では、歴史や文化に触れ、同時に被災地のリアルな状況を知る貴重な機会となりました。被災地訪問を通じて人々の強さと結束力に触れ、災害への心の備えを新たにしました。今後も県西支部では、今回の研修旅行を活かし地域社会に貢献できるよう努めていきたいと考えています。

(通信員 鈴木 智絵)





県北支部研修旅行

日 程：令和5年9月30日(土)～10月1日(日)

場 所：新潟県

参加人数：11名

令和5年9月30日(土)、10月1日(日)の2日間、新潟県への研修旅行を行いました。

1日目は昼食後に旧塩沢町の中心市街地にあり、かつて三国街道沿いの宿場町として栄えた「牧師通り」を散策しました。織物の産地として発展してきた往時の街並みの雰囲気を感じながら、お土産処や飲食店等を見て歩きました。その後、十日町の「清津峡」に行きました。清津峡は富山県の黒部溪谷、三重県の大杉谷とともに日本三大峡谷の一つに数えられている国立公園で、雄大な岩礁と清流からなる景観はダイナミックであり、「清津峡溪谷トンネル」では、水鏡に溪谷が映りこむ幻想的な景色を楽しむことができました。

翌日は朝から雨が降っておりあいにくの天気となりましたが、最初の観光地である奥只見湖へ到着し、遊覧船に乗る頃には雨もあがり、紅葉には少し早い時期でしたが、素晴らしい景色を堪能することができました。その後、南魚沼市のワイナリーで昼食をとり帰途につきました。

この研修旅行に初めて参加された先生や数年ぶりに参加された先生もおられ、親睦を深めることができ楽しく有意義な2日間となりました。



奥只見ダム



奥只見湖



奥只見湖の遊覧船内



清津峡

行政書士制度広報月間 県北支部無料相談会

日 程：令和5年10月

場 所：那珂市、東海村、北茨城市、大子町

参加人数：約12名(相談者)

今年も10月に行政書士制度広報月間として県北支部4か所において無料相談会を実施し、各会場に2人の相談員を配置し、担当された先生方が丁寧に相談に応じておられました。

各会場の実施日と担当された先生は下記の通りです。

10月8日(日) 那珂市 大森先生、原田先生
 10月23日(月) 東海村 中庭先生、三橋先生
 10月27日(金) 北茨城市 大和田先生、茂又通信員
 10月31日(火) 大子町 大和田先生、遠藤先生

(通信員 茂又 義徳)



那珂市の会場



那珂市中央公民館



北茨城市の会場



北茨城市役所



大子町の会場



大子町役場 古川会長が来られました



鹿行支部 無料相談会

日 程：令和5年10月7日(土)～10月29日(日)

場 所：銚田中央公民館 他10会場

内 容：行政書士制度広報月間は、7日の銚田中央公民館を皮切りに無料相談会をのべ12日間実施しました。相談件数は25件ありました。相談内容は、遺言・相続が16件、不動産1件、農地関係4件、その他4件でした。無料相談会について、各市の広報誌と潮来市社会福祉協議会会報に掲載しました。今年、4年ぶりにイベントが開催されるということで、かみすフェスタ（2日間）と鹿嶋まつりに参加し、多くの来場者に行政書士の存在を含めPRすることができました。



銚田中央公民館での相談会の様子



鹿嶋まつりに参加しました



ユキマサ君は子どもに人気です（かみす防災アリーナ）



今年も小沼巧参議院議員が視察にみえました（玉造公民館）



鹿行支部 研修旅行

日 程：令和5年11月7日(火)

場 所：東京消防庁本所防災館・チームラボプラネッツTOKYO DMM.com

参加者：11名

内 容：1923（大正12年）9月1日に起こった未曾有の大災害である関東大震災から今年で100年の節目を迎えました。日本は災害大国と呼ばれるくらい、毎年のように災害が起っています。12年前の東日本大震災は、類を見ない甚大な災害になりました。最近では、台風や水害等も大型・広域化し、激甚化しています。今年の研修旅行は、防災意識の高揚を図ることを目的とし、東京消防庁本所防災館にて、研修を行いました。防災館では、最初に動画を観ました。この動画は、朗読とアニメーションによる再現映像で、幼子2人を連れ、必死に逃げ、命をつないだ松本ノブさんの手記を読み解きながら、関東大震災を追体験しました。その後、暴風雨、水害、地震、火災の疑似体験をし、日ごろの災害意識を高め、命を守る防災行動、共助の大切さを学ぶことができました。その後、東京湾クルージングレストランのシンフォニーでランチクルーズを楽しみ、最後に豊洲にあるチームラボプラネッツTOKYO DMM.comで最新のデジタル空間体験をし、帰路に着きました。



暴風雨体験



防災館にて記念撮影



船上にて



みんなで乾杯！

鹿行支部 役員会

日 程：令和5年11月20日(月) 15時から

場 所：潮来市立中央公民館 出席者5名

- 議 題**：(1) 10月広報月間無料相談会の実績について
 (2) 令和5年度支部研修旅行の総括について
 (3) 令和5年度第2回研修会並びに忘年会について
 (4) 今後のスケジュールについて
 ①支部第3回理事会（政連幹事会）
 ②支部第3回研修会
 (5) その他（会員動静、政連関係）などについて、意見交換をしました。



役員会の様子

(通信員 青山 里美)

令和5年度日行連関東地方協議会連絡会の開催報告

日時	令和5年11月20日(月) 午後2時～11月21日(火) 正午
場所	ソニックシティ (埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5) パレスホテル大宮 (埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5)
当番会	埼玉県行政書士会
参加者	本会より古川正美 (会長)、嶋田広一 (副会長)、木村司 (副会長)、橋本哲 (副会長)、竹内崇 (副会長)、増戸美幸 (副会長)、若山民雄 (副会長)、佐藤雄太 (国際部長)、澁谷輝男 (広報・監察部長)、永塚崇洋 (市民法務部長) の10名。各単体会 (東京、千葉、埼玉、神奈川、栃木、群馬、山梨、静岡、新潟、長野) から98名、日行連から役員等4名、日政連から会長1名、合計113名
日程	<p>1日 14:00～ 開会式</p> <p>14:45～ 会長会および意見交換会</p> <p>意見交換会 ①総務部事業関係 ②広報関係業務</p> <p>③建設環境関係業務 ④国際関係業務</p> <p>⑤市民法務関係業務</p> <p>18:00～ 懇親会</p> <p>2日 9:00～ 全体会 (日行連との連絡会等)</p> <p>11:30～ 閉会式</p>

当番会である埼玉県行政書士会の司会進行によりスタート。関東地方協議会の関口隆夫会長の挨拶に続いて、埼玉県副知事の砂川裕起様から来賓挨拶、日本行政書士会連合会の常住豊会長からご挨拶をいただきました。その後、各単体会の会長紹介が行われて開会式を終了。

場所を移動して会長会および意見交換会 (分科会) を実施。分科会は5部門に分かれ、事前に行われたアンケートの回答を基に「困っている事項」、「他会に意見を聞きたい事項」、「情報提供したい事項」などについて意見交換が行われ、各単体会の課題や事例紹介、今後の方向性など様々な提案も生まれました。

主な内容として、会長会では自治体からの業務受託や事業継続計画、事務局の運営など。総務部事業関係では一般倫理研修の受講促進や職務上請求書の点検、会務の電子化など。広報関係業務では情報発信方法やデジタル化、広報経費削減など。建設環境関係業務では経管・専技の常勤性確認やJCIP申請の状況など。国際関係業務では改正入管法やオンライン申請、在留支援など。市民法務関係業務では相続関連業務や空き家・所有者不明土地対策、行政との連携など。その後の懇親会では、分科会の垣根を越えた情報交換と交流が積極的に行われ、連絡会が終了した後も交流促進が図れるものと思います。

2日目は全体会が行われました。最初にさいたま市長の清水勇人様から来賓挨拶をいただいた後、分科会の内容や提言等について報告。続いて、常住会長から令和5年度事業計画「デジタル時代における行政書士制度の確立を目指して」の説明や各種資料を基に行政書士制度の普及拡大を一層推進していくことを確認しました。また、日政連の井口由美子会長からは「行政書士法改正 (要望項目) 実現に向けて」として、政治連盟の役割や活動報告、今後の活動予定について詳細な説明が行われました。

関地協連絡会の開催により、日行連や各単体会との情報交換と交流が促進され、行政書士会としての役割や課題、今後の方向性を確認することが出来ました。さらには一人ひとりの行政書士として担わなければならない役割と責任、急速に進む社会変化への対応等を考える機会となりました。

最後に当番会として重責を担われた埼玉県行政書士会の役員・職員の方々には準備から企画運営、司会進行、誘導等、大変お世話になりましたことをご報告いたします。

(広報・監察部長 澁谷 輝男)



高萩市議会議員選挙 茨政連推薦候補者

選挙結果報告



ご当選 誠におめでとうございます

高萩市議会議員選挙結果報告

本連盟推薦候補者の結果について報告いたします。ご当選を心よりお祝い申し上げますとともに、ご活躍をお祈りいたします。

告示日：令和5年10月22日 投開票日：令和5年10月29日



○渡邊 悦夫 (わたなべ えつお) 無 現当3 本連盟会員



※推薦状については令和5年10月6日(金)に常任幹事会書面決議において、全会一致で決定したものです。

会員の皆様のご支援を今後も賜りますようお願い申し上げます。

※推薦にあたり、候補者から本連盟へ行政書士制度推進のための努力等の政策協定書をいただいております。

政治連盟からのお願い



★ **あなたのための政治連盟です！ご加入をお願いします！**



政治連盟ってにゃーに？

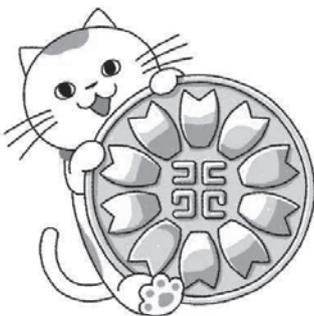
個々の行政書士が十分活動するには、**法改正**や行政書士の**職域の確保・拡大**と**社会的地位の向上**が必要となります。そのために、行政書士を支える組織です。

何をしているのかにゃ？

山積された法案の中から、行政書士法改正案を優先的に取り上げていただくための活動をしています。**特定行政書士、一人法人化**、また、**申請取次行政書士**などが活動の成果です。**特定・申請取次行政書士**などは制度を活用されている方も多いのではないのでしょうか。



僕にもにゃにかできるかな？



是非ご加入ください！政治連盟の活動は、「**総ての行政書士のために**」であり、その成果の恩恵は「**総ての行政書士が平等に受ける**」ことにあります。つまり、**あなたのための**政治連盟です。どうかよろしくをお願いします。
年会費 4,800 円（月換算 400 円）をご負担いただいております。

★ **すでにご入会の皆様へ。**

いつもご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。会費納入に関して振込のお忘れが多く、再通知に関しての事務負担増加や多額の郵送代が発生しております。便利なゆうちょ口座自動振替も対応しておりますので、是非ご変更ください。よろしくをお願いします。



ご入会・お問合せはこちらまで。
茨城県行政書士政治連盟 029-305-3731
お待ちしております！

自動振替に
チェンジ！



★補足

行政書士制度は、権利の拡大にのみ向かって、進んできたわけではありません。数多くの圧力や脅威に晒されてきました。その度、政治連盟は政治家に働きかけ、行政の応援を得て、社会正義実現のため、制度に不利益な法改正等が行われないよう運動を展開することで、私たちの職域や生活を守ってきたのです。そのために、いただいた会費は、特定の政党を応援するとかではなく、私たちの制度にご理解をいただける首長や議員を支援する活動費として利用させていただきます。行政書士制度と行政書士の限りない未来のために、ご理解ご協力の程、よろしくお願いたします。

第7回 人★インタビュー Season2

県南支部 取手市 行政書士法人きらめき事務所

～柴田 大先生インタビュー～

今回は取手市でご活躍されている柴田大先生にインタビューをさせていただきました。柴田先生は金融機関などの勤務を経て2011年に行政書士として開業し、2023年には事務所を法人化されました。事務所を訪問すると、ご多忙にも拘らずにこやかに迎え入れてくださいました。
(聞き手 通信員 北野 早紀)

通信員…【通】 柴田先生…【柴】



【通】 行政書士になろうと思ったきっかけを教えてください。

【柴】 会社員の時から、独立したいという想いが強かったんです。それで、元々持っていた金融の知識と法知識を活かした仕事は何かと考えた時に、行政書士という選択肢が出てきました。

【通】 開業当初のお話をお聞かせください。

【柴】 出身が東京で、元々地縁とかがあった訳でもないのに、開業してすぐは苦労しました。最初はセミナーをやってみたり、チラシのポスティングをしたり、広告を出したり、色々やってみましたね。あとは、誘われるがままに、倫理法人会とか、J Cとか、商工会の青年部、ライオンズクラブな

ど、色々なところに所属しました。そうしているうちに、ちょっとずつ知り合いも増えてきて。業務でいうと、開業してすぐは前職の経験を活かした仕事が多かったです。銀行向けの事業計画作成とか、経営改善計画とか、補助金などですね。

【通】 財務コンサル的な仕事が多かったんですね。今はどうでしょうか。

【柴】 そういう業務は今は積極的にはアピールしてなくて、途中から許認可を中心にやろうと切り替えました。今は建設業をメインに、産廃や運送業などの業務をやっています。建設業の経審などでは会計の知識がある方が良く、お客さんとの話の中でも経営とか会計のことが分かっているといいことが多いから、そういう意味では前職の経験は今でも活かされていますね。

【通】 新規の仕事の獲得経緯は。

【柴】 今は圧倒的に紹介が多いですね。ホームページからの問い合わせもなくはないですけど、そんなに多くないです。

【通】 行政書士に求められていることはどのようなことだと思いますか。

【柴】 まずは行政書士としての本業をしっかりやることじゃないですかね。付加価値をつけようとか、コンサルも出来るようにならないと、とか無理に

考えなくても、行政書士としての仕事をきちんとやればそこに価値はあると思います。話を聞いてお客さんが考えていることと全然別の提案が出来ることもあるし、役所とお客さんの間に行政書士が入る意味も結構あるように感じますね。お客さんも、行政書士にコンサルとしての役割を求める人もいるかもしれないけど、行政書士をアウトソーシング的に使いたい人だっているし、色々ですよ。

【通】 仕事をする上で大切にしていることはありますか。

【柴】 丁寧に仕事をする心を心がけています。あとは、事務所のスタッフにも、お客さんにも、心地良くなって欲しいっていうのは凄く思いますね。

【通】 今は4名のスタッフの方々と一緒に仕事をしていますか。

【柴】 はい。元々独立したいという想いは強かったんですけど、別に1人でやりたいと思っていたわけではなかったので、割と早い段階からスタッフと一緒に仕事をしていました。事務所の中の役割分担とかについては凄く時間とエネルギーを使って考えています。お客さんの希望には基本的に応えたいので、それをやるための仕事の割り振りや順番はどうしたらいいのか、とかね。組織としての仕事のやり方については、同業・他業問わずに機会があれば色々な人に話を聞いて勉強しています。

【通】 仕事で疲れた時のリフレッシュ方法はありますか。

【柴】 昔はあえて趣味の時間をつくったりとか、散歩をしたりとかしてたんですけど、今はそれよりも生活リズムをつくることを意識しています。仕事の時間、社会活動の時間、遊びの時間みたいな感じで、生活のメリハリを大切にしていますね。

実は、昔過労で入院したことがあったんです。その時は自分に時間があればどんどん仕事を受けちゃう感じだったんですね。そういうことがあって、今は必ず自分ともう一人別のスタッフが一緒に1つの案件に関わるようにしています。そうすることで、ある程度仕事のペースとか量をコントロールできているかなと思います。

【通】 先ほどの、事務所内の役割分担を大切にしているという話と繋がりますね。

【柴】 そうですね。これは、事務所としてどういった業務に力を入れるかということにも影響していて、今主軸業務としているものは「自分以外のスタッフの誰かと一緒に進められる業務」なんです。自分ひとりで完結してしまう業務や、業務の性質上どうしても補助者が関わりにくい業務というのは積極的にアピールしないようにしています。このやり方は、事務所内部だけでなくお客さんにとってもプラスになっていると感じることがあります。例えばメールはスタッフから、面談は自分が、という風にして、2人以上の人が関わっているというのが分かると、それがお客さんにとって安心に繋がるような感じです。

【通】 これからの抱負はありますか。

【柴】 近い将来でいうともっとスタッフを増やして事務所を大きくしたいとか、そういうことはあまり考えてないんですね。それよりも、今のメンバーでどうやったらもっとスムーズに仕事出来るかとか、効率よく出来るかとか、そういったことを考えています。なので、今よりももっとそういった面を良くしていきたいです。

【通】 新入会員にメッセージをお願いします。

【柴】 人に会うということが凄く大切だと思います。直接仕事につながらなくても、人に会うことで何かに気付いたり、教わったりすることがあります。あとは、時間がある限り、出来ることは何でもやってみたらよいのではないのでしょうか。動いてみると分からないこともありますよね。

柴田先生、お忙しい中ありがとうございました！

会員交流の広場

会員の皆様の中には、行政書士としての仕事とは別に趣味やスポーツ、文化、芸術など様々な分野で活躍されている方がいるほか、趣味の交流を広げたい方や同好の士を募っている方がいます。

そこで『行政いばらき』の紙面に、会員の方々が交流できる場として「会員交流の広場」を試験的に設けてみました。会員交流の広場は、会員同士が情報交換・交流できる切っ掛けを創ることを目的としております。広報・監察部として具体的な活動内容や運営方法などには一切かかりませんし、会員間で生じたトラブルの責任も負いません。

1. 会員交流の広場に掲載できる主な情報

- ①同好会員の募集／趣味やスポーツ、文化、芸術等の活動を行っている団体（地域団体等を含む）やサークル、個人が同好会員を募集する場合。
- ②同好サークルの設立／これから団体・サークル等を作って活動したい個人が会員を募集する場合。
- ③同好者の情報交換／現在行っている趣味やスポーツ等の活動を表明し、同じ活動を行っている方、または行いたい方の情報を収集する場合。
- ④一時的な情報交換・交流／不定期な活動で参加者を募集する場合（例：ゴルフコンペ、サイクリング、将棋大会、釣り大会、旅行、ダンス、飲み会等）

2. 掲載申込にあたってのお願い

- ①掲載できる内容は下記になります。
 - 活動内容（予定含む）、目的、活動歴、特長、連絡先（団体名・個人名・電話番号・メールアドレス等）、住所、主な活動場所など。
 - ※活動内容と連絡先は必須です。
- ②掲載申込後、広報監察部会または事務局から電話を入れますので、確認が取れなかった場合は掲載出来ません。
- ③申込締切日は、「行政いばらき」の後ろのページに記載している、
重要なお知らせ ▶ 事務局より ▶ 会報「行政いばらき」の原稿メ切案内の原稿の締切日になります。
- ④紙面スペースの関係で掲載する発行号及び掲載スペースは広報・監察部会にお任せいただきます。

3. 掲載申込先

掲載原稿はメール（info@ibaraki-gyosei.or.jp）へご送信ください。



日本行政書士会連合会 公式キャラクター エキマザクン

男性の方も大歓迎

着物大好き女子、全員集合!



R5きものdayポスター

「紬のふるさと結城」では、毎年11月の第2土曜、日曜に『きものday結城』が開催されます。情緒あふれる城下町ゆききの街並みを、お気に入りの和服姿で散策してみませんか?

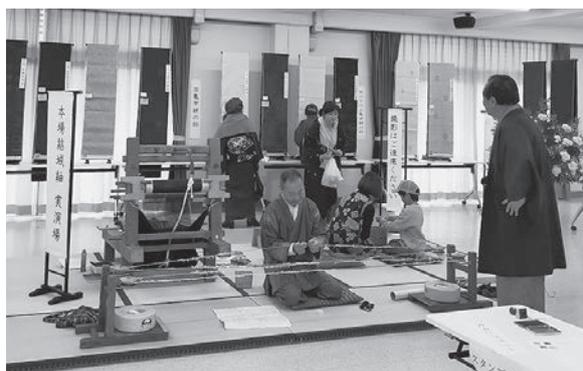
結城紬の着物のレンタルや着付けのサービスもご利用できます。



登録有形文化財の見世蔵がたくさんあります



人力車で街めぐりができます



本場結城袖を堪能できます



桐下駄の即売会もあります



観光マスターS級

土曜日は、結城市観光ボランティアガイド協会所属の茨城県観光マスターS級である私、大嶋薫がまちな案内をさせていただきます。

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター茨城県支部からのお知らせ (コスモスいばらき)

第13回 コスモス定時社員総会の開催

- 1 期日・場所 令和5年10月27日(金)、虎ノ門 Towers オフィス / 東京都港区
- 2 出席者 157名 (委任状≒1500名)
- 3 概要

茨城県支部からは原田支部長が出席。前年度の報告及び今年度の予算・計画等の審議がされました。総会終了後には支部長会議が開かれ、各支部の活動報告や意見交換等が行われました。大阪支部オリジナルのマスコットキャラクター「サポ太君」の紹介もありました。



定時総会会場の様子



サポ太君

エンディングノート作成会議

- 1 期日・場所 令和5年11月18日(土)、消費者サポートいばらき事務所 / 水戸市
- 2 出席者 コスモスいばらき (5名) / 消費者サポートいばらき (3名)
- 3 概要

特定非営利法人消費者サポートいばらき(山口康夫理事長)とコスモスいばらきが共同出資して「(仮称)エンディングノート」を出版するという計画があり、制作に向けての合同会議が開催されました。行政書士、社会福祉士、消費生活相談員などが集結した今回の会議は、プロジェクト実行委員を務めるコスモスいばらきの迫田幹事を中心に進められました。それぞれの立場から実体験を交えた多くの意見が出され、相続、遺言等の行政書士業務の参考にもなる充実した会議となりました。今後も必要に応じて合同会議を行っていき、令和6年4月の完成を目標にスケジュールを調整して行くことで全員の意見が一致しました。



作成会議の様子

新入会員の紹介

Question!

- ① 行政書士になった動機はなんですか？
- ② 開業したらどんな業務を中心にやっていきますか？
- ③ 趣味・特技はなんですか？

県北支部



うみの こうじ
海野 剛司

*** Answer! ***

- ① 行政事務手続が必要となったため。
- ② 決算変更届等。
- ③ 登山、スキー等。

県南支部



まつだ けんいち
松田 健一

*** Answer! ***

- ① 地域社会に貢献したいため。
- ② 分野にこだわらず幅広く行いたいです。
- ③ ドライブ、映画鑑賞、読書、スキー

水戸支部



しみず ともみ
清水 智美

*** Answer! ***

- ① 女性や高齢者の困り事を解決するお手伝いをしたい
- ② 離婚、墓じまい、おひとりさま支援
- ③ サックス演奏、ドイツ語

県南支部



たけい ひろし
武井 浩

*** Answer! ***

- ① 元地方公務員の経験を生かした仕事をしたいです。
- ② 相続関係に特化した業務展開を考えています。
- ③ 読書、散歩です。

県北支部



いちの さわたくみ
市野沢卓見

*** Answer! ***

- ① 行政書士事務所に勤めているため
- ② 許認可業務等、ほかの分野も学んでいきたい。
- ③ 映画鑑賞、読書

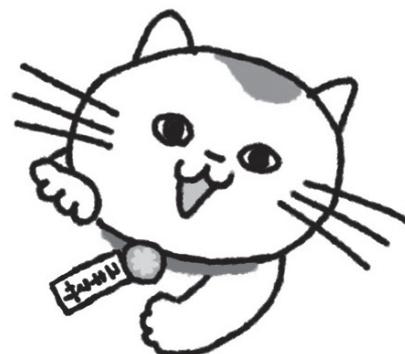
県南支部



まえだ まさこ
前田 雅子

*** Answer! ***

- ① 中小企業の支援に興味があるから。
- ② 各種許認可申請等
- ③ 散歩、スキー、料理



新入会員

会員番号 入会年月日	登録番号 登録年月日	氏名	事務所所在地・電話番号	事務所名	備考
3555 R5.10.2	23112411 R5.10.2	うみの こうじ 海野 剛司	311-0111 那珂市後台3198番地2 電 090-9673-9883	海野剛司行政書士事務所	税
3556 R5.10.15	23112516 R5.10.15	まつだ けんいち 松田 健一	302-0124 守谷市美園三丁目7番地10 電 0297-37-7053	松田行政書士事務所	
3557 R5.10.15	23112517 R5.10.15	しみず ともみ 清水 智美	310-0015 水戸市宮町1-2-4 MYMビル3F BIZcomfort3号室 電 090-4076-1572	行政書士あおい事務所	
3558 R5.10.15	23112518 R5.10.15	たけい ひろし 武井 浩	300-0332 稲敷郡阿見町中央二丁目12番9号 電 029-804-4506	たけい浩行政書士事務所	
3559 R5.11.01	23112619 R5.11.01	いちの さわたくみ 市野沢卓見	319-1225 日立市石名坂町1丁目42番69号 電 0294-54-0347	行政書士市野沢壽之事務所	
3560 R5.11.15	23112705 R5.11.15	まえだ まさこ 前田 雅子	305-0047 つくば市千現2丁目1番6-A-20-II 電 029-859-7700	行政書士前田事務所	司

退会された会員

お疲れさまでした。

抹消届受理年月日	会員名	事務所所在地
令和5年10月10日	山岡 清司	牛久市井ノ岡町2110番地1
令和5年10月10日	中泉 弘子	土浦市木田余東台2-6-16
令和5年10月19日	竹廣 勉	つくばみらい市板橋2739番地21
令和5年10月30日	辻本 太平	日立市弁天町2丁目24-1
令和5年11月7日	鈴木 堅三	守谷市薬師台三丁目10番地16
令和5年11月10日	神谷九二男	日立市東大沼町2丁目20番9号
令和5年11月17日	小林 英機	常陸太田市里野宮町951番地2

ご逝去された会員

謹んでご冥福をお祈り致します。

ご逝去日	会員名	事務所所在地
令和5年9月4日	古谷野 岑	水戸市城東5丁目7番2号

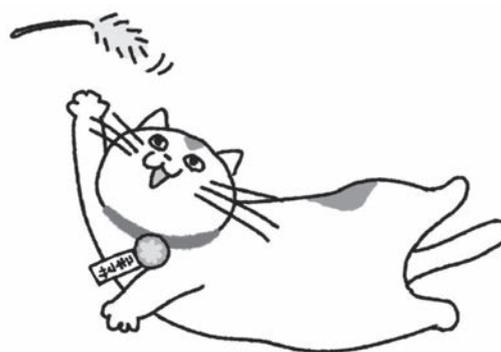
変更届 单位会変更含む

受理年月日	会員名		事務所所在地	電話番号	事務所名
R5.10.20	関根 圭一	旧	〒310-0851 水戸市千波町1473番地3		
		新	〒310-0836 水戸市元吉田町84番地1		
R5.10.24	柴本 勇	旧		029-255-0072	
		新		029-248-2870	
R5.10.26	森木 孝司	旧		029-850-6004	
		新		090-7423-5157	
R5.11.10	池ノ上久利	旧	〒306-0634 坂東市中里960番地29		
		新	〒306-0634 坂東市中里960番地34		
R5.11.13	田所 嘉徳	旧	〒308-0041 筑西市乙836番地 ヤマタビル5階	0296-25-7505	
		新	〒310-0804 水戸市白梅二丁目4番12号	029-353-6822	

現在会員数

令和5年11月30日

	個人会員	法人会員
水戸支部	304	20
県南支部	423	
県西支部	279	
県北支部	106	
鹿行支部	101	
合計	1,213	20



本会の動き (主なもの)

マンスリーレポート

令和5年10月～令和5年12月

※太字：本会主催 細字本会として参加

令和5年10月3日 (火)	○笠間市立大原小学校での出前講座 ○大子町立大子西中学校との出前講座事前打合せ ○総務部第6回部会 (本会事務局)
令和5年10月4日 (水)	○建設業許可よろず相談会 (土浦土木事務所) ※毎週水曜日
令和5年10月5日 (木)	○会員指導委員会第7回委員会 (本会事務局) ○一般倫理研修会 (開発公社会議室) ○職務上請求書払出日 (本会事務局) ○古川会長茨城放送出演 (茨城放送)
令和5年10月10日 (火)	○下妻市立大形小学校との出前講座事前打合せ
令和5年10月11日 (水)	○保健風営部茨城県保健医療部医療政策課訪問(挨拶・意見交換)(茨城県庁)
令和5年10月12日 (木)	○運輸交通部茨城県警との打合せ (茨城県警察本部) ○令和5年度第2回新入会員研修会 (ホテルマロウド筑波)～13日
令和5年10月13日 (金)	○広報・監察部季のきらめきVOL.17取材 (小美玉市内)
令和5年10月16日 (月)	○建設業許可よろず相談会 (筑西土木事務所) ※毎週月曜日 ○古河創業支援ネットワーク創業支援セミナー (古河商工会議所)
令和5年10月18日 (水)	○運輸交通部第1回実務研修会 (開発公社会議室) ○市民法務部日本政策金融公庫主催本会共催ソーシャルビジネスセミナー (茨城県産業会館)
令和5年10月19日 (木)	○第2回関地協会会長会 (Zoom) ○第3回正副会長会議 (本会事務局) ○令和5年度第3回補助者研修会 (開発公社会議室) ○古河市立水海小学校での出前講座 ○職務上請求書払出日 (本会事務局) ○令和5年度暴力追放茨城県民大会 (ザ・ヒロサワ・シティ会館)
令和5年10月20日 (金)	○八千代町との災害協定締結 (八千代町役場)
令和5年10月21日 (土)	○広報・監察部県西支部茨城放送出演 (筑西市立中央図書館)
令和5年10月22日 (日)	○特定行政書士委員会法定研修考査 (開発公社会議室)
令和5年10月23日 (月)	○市民法務部第1回業務研修会 (Zoom)
令和5年10月24日 (火)	○国土農地・建設部茨城県土木部監理課との意見交換会 (茨城県庁) ○関地協主催 外国人を対象とした無料相談会 (東京出入国在留管理局) ○国土農地・建設部第2回部会 (本会事務局) ○広報・監察部第13回部会 (本会事務局) ○大子町立大子西中学校での出前講座
令和5年10月25日 (水)	○封印管理委員会封印受領証払出日 (本会事務局) ○関東地区土地政策推進連携協議会 令和5年度講習会 (第1回) (Microsoft Teams)
令和5年10月26日 (木)	○市民法務部第5回部会 (本会事務局) ○東京都行政書士会暴追委員会20周年記念式典・懇親会 (渋谷区文化総合センター大和田) ○環境部第3回部会 (本会事務局) ○常総市立豊岡小学校との出前講座事前打合せ
令和5年10月27日 (金)	○令和5年度中間監査 (本会事務局)
令和5年10月28日 (土)	○行政書士試験事前説明会 (駿優教育会館)
令和5年10月30日 (月)	○10月度登録証交付式 (開発公社会議室) ○下妻市立大形小学校での出前講座

本会の動き (主なもの)

マンスリーレポート

令和5年10月～令和5年12月

令和5年11月1日 (水)	○常総市立豊岡小学校での出前講座 ○八士会交流会事前打合せ (ロープかすみがうら) ○鹿嶋市立大同西小学校との出前講座事前打合せ
令和5年11月2日 (木)	○会員指導委員会第8回委員会 (本会事務局) ○一般倫理研修会 (開発公社会議室) ○職務上請求書払出日 (本会事務局)
令和5年11月7日 (火)	○鹿嶋市立大同西小学校での出前講座
令和5年11月8日 (水)	○広報・監察部第14回部会 (本会事務局) ○水戸市立吉沢小学校との出前講座事前打合せ
令和5年11月12日 (日)	○令和5年度行政書士試験 (駿優教育会館)
令和5年11月14日 (火)	○法教育推進委員会第4回委員会 (本会事務局)
令和5年11月15日 (水)	○総務部第7回部会 (本会事務局)
令和5年11月16日 (木)	○広報・監察部第15回部会 (本会事務局) ○職務上請求書払出日 (本会事務局)
令和5年11月20日 (月)	○関地協連絡協議会 (ソニックシティ) ～21日
令和5年11月21日 (火)	○ひたちなか市立前渡小学校での出前講座企画会議 (コメダ珈琲水戸元吉田町店) ○古河創業支援ネットワークよろず相談会 (古河商工会議所)
令和5年11月22日 (水)	○令和5年度茨城県八士会士業交流会 (ロープかすみがうら)
令和5年11月27日 (月)	○10月度登録証交付式 (開発公社会議室) ○城里町立七会小学校及び城里町立城北小学校との出前講座事前打合せ
令和5年11月28日 (火)	○関地協主催 外国人を対象とした無料相談会 (東京出入国在留管理局)
令和5年11月29日 (水)	○申請取次行政書士管理委員会 第4回届出済証明書新規交付研修会 (開発公社会議室) ○封印管理委員会封印受領証払出日 (本会事務局) ○国際部第1回業務研修会 (開発公社会議室) ○第3回所有者不明土地法等に関する連続実務セミナー (Teamsオンライン) ○運輸交通部茨城県自動車販売店協会との意見交換会 (本会事務局)
令和5年11月30日 (木)	○栃木県行政書士会 産業廃棄物収集運搬業特別研修会 (栃木県教育会館) ○神奈川県行政書士会令和5年度国際部主催研修会 (オンライン配信)
令和5年12月1日 (金)	○法教育推進委員会 東京都行政書士会土浦日本大学高等学校での出前講座見学 (土浦日本大学高等学校)
令和5年12月4日 (月)	○ひたちなか市立前渡小学校との出前講座事前打合せ



会員指導委員会より

■会費の納入について（お願い）

下記日程にて納入して頂きます。お忘れのないよう宜しくお願い申し上げます。

自動引落しで納入している会員

- ・4月22日(月)に引落しますので、口座残高確認をお願いします。残高不足で引落しが出来なかった場合には5月20日(月)に再度引落しさせていただきます。

振込用紙により納入している会員

- ・郵便振替払込票により4月30日(火)までに、必ず下記口座へお振り込み下さい。
- ・口座番号 00120-0-85236 加入者名 茨城県行政書士会

第1期 4月	第2期 7月	第3期 10月	第4期 1月
自動引落 4月22日引落 (再引落5月20日)	自動引落 7月22日引落 (再引落8月20日)	自動引落 10月21日引落 (再引落11月20日)	自動引落 1月20日引落 (再引落2月20日)
振込用紙での納付 4月30日納期限	振込用紙での納付 7月31日納期限	振込用紙での納付 10月31日納期限	振込用紙での納付 1月31日納期限

※令和6年4月は会費の第1期納入月です。

※会費の未納がある場合は、翌期に合算して請求しています。第2期分の会費が未納の方は至急手続きをお願いします。

※常陽銀行本店口座へお振り込みも可能です。ただし振込手数料は会員負担となりますことをご理解願います。

常陽銀行 本店 普通 口座番号 0128690 茨城県行政書士会
ご依頼人の「氏名」と併せて「カイヒ」と挿入してご入力ください。

■茨城県行政書士会及び茨城県行政書士政治連盟の会費自動引落し制度の加入について

本会及び茨政連では、振込手数料が無料となる会費の自動引落しを推奨しております。

口座自動引落し(ゆうちょ銀行のみ)による会費納入を希望される方は、「登録番号」と「会員名」を記入のうえ、本会事務局までFAX(029-305-3732)又はe-mail(info@ibaraki-gyosei.or.jp)へご送信下さい。折り返し、正式な申込書一式を送付させていただきます。

■登録事項変更手続について

本会から会員の皆様への郵便物が宛先不明で返送されたり、電話不通により重要なお連絡が届かないことがおきないように、事務所の所在地・電話番号等に変更が生じた場合、速やかに変更の手続きをお願いいたします。

なお、申請様式や必要書類の情報は本会のホームページ([会員専用ページ](#)) にログイン ▶ [各種手続](#) ▶ [会員情報](#) ▶ [変更\(移転・名称変更など\)](#) から入手できますので、ご利用下さい。また、事務局へご連絡頂ければ郵送でも手続のご案内と申請書の送付をいたします。

■補助者の届出(新規登録・変更・抹消)について

補助者を設置する場合は、雇用する日の10日前までに届出が必要となり、受理後に補助者証を交付します。

なお、届出書や必要書類の情報は本会のホームページ([会員専用ページ](#)) にログイン ▶ 「 [各種手続](#) 」 を選択 ▶ [補助者届出書](#) から入手できますので、ご利用下さい。また、事務局へご連絡頂ければ郵送でも手続のご案内と申請書の送付をいたします。

申請取次行政書士管理委員会より

■申請取次業務における「届出済証明書」の更新届出について

「届出済証明書」の有効期限満了月の2ヶ月前より前月末日までに必要書類を添えて、茨城県行政書士会事務局に提出して下さい。「届出済証明書」の更新には、必ず1回以上、日本行政書士会連合会主催の「申請取次実務研修会」と、茨城会主催の申請取次行政書士研修会の両方を受講することが必要です。なお、有効期限切れの証明書は東京入管に返還となりますので、事務局までご返却下さい。

※日行連主催の「申請取次実務研修会」の日程は「日本行政」に掲載されています。

有効期限	申請メ切
令和6年2月末日	令和6年1月31日
令和6年3月末日	令和6年2月29日

◆申請手数料（新規・更新） **5,000円**

◆支払い方法

- ① **口座振込** 常陽銀行 本店 普通 口座番号 0128690 茨城県行政書士会
- ② **事務局窓口支払い**
- ③ **現金書留**

事務局より

■茨城県行政書士会ホームページのログインについて

①茨城県行政書士会ホームページ

[会員専用ページ](#)へのログイン・パスワードのお問い合わせは「登録番号」と「会員名」をメール本文に入力して本会事務局（pswd@ibaraki-gyosei.or.jp）へメールでお問い合わせ下さい。



■茨城県行政書士会ホームページの会員検索について

会員検索ページは日本行政書士会連合会の『会員・法人検索システム』へリンクされています。日本行政書士会連合会のホームページで「主な取扱い業務」が掲載できますので、日本行政書士会連合会会員サイト（連con）▶「マイページ」▶設定変更でご登録いただきますようお願いいたします。

■メールマガジンの登録について

本会から会員の皆様への会員用情報メール一斉配信サービスにて、各省庁・茨城県庁・各市町村から通知や研修会のご案内などの最新情報を随時配信します。茨城県行政書士会公式ホームページ（<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>）にアクセスし、[会員専用ページ](#)にログイン▶[メールマガジン登録](#)よりご登録お願いいたします。

■会報「行政いばらき」の原稿メ切案内

- ・原稿の締切日 4月号：2月5日(月)
6月号：4月1日(月)
- ・原稿はメール（koho@ibaraki-gyosei.or.jp）または FAX：029-305-3732へご送信下さい。

介護

「長生きがご褒美」と
感じられる暮らしがここに

入居者
募集中
全室個室
約10畳

趣味や個性を活かし
生活に彩りを添える



ハツラツ
健康塾



ぽかぽか
農園



串揚げ
パーティー



介護付有料老人ホーム
ヒューマンサポート筑西
☎0296-20-0511

【施設所在地】〒308-0803 茨城県筑西市直井 360-1
【事業内容】特定施設入居者生活介護/居宅介護支援事業所
【入居金】0円 【月額利用料】(居室料金・管理費・食費) 133,500円(税別)



介護付有料老人ホーム
ヒューマンサポート古河
☎0280-30-1680

【施設所在地】〒306-0023 茨城県古河市本町 1-3-30
【事業内容】特定施設入居者生活介護/居宅介護支援事業所/デイサービス
【入居金】0円 【月額利用料】(居室料金・管理費・食費) 152,500円(税別)~

つくばアカデミーデイサービス

<https://t-k-b.jp/day/>



3R.....選択メニューよりお選びいただけます

レクリエーション
教室に通うような趣味の時間

書道教室
クラフト教室
コロリアージュ
カラオケ倶楽部
麻雀同好会...

リハビリテーション
楽しみながら元気な体作り

プレミアムジム
ハツラツ健康塾
デュアルタスク
シニアジャズ
ロコモ体操...

リラクゼーション
心にゆとりが生まれる

ドッグセラピー
パラフィンパック
スタンプネイル
アロマバー
エステ...

水治療法

高齢者が転んでケガをする心配が少ない水治療法

お問い合わせはこちら!!
☎0296-25-2948
〒308-0827 茨城県筑西市市野辺 176-4 運営母体/株式会社つくばアカデミー

つくばスイミングアカデミー

<https://t-k-b.jp/swim/>



ENJOY SWIMMING
KIDS.....子供コースメニュー・時間割

幼児コース
水慣れ・バタ足・4泳法習得

月会費
●週1回~
4,800円

学童コース
水慣れ・4泳法習得

月会費
●週1回~
4,800円

選手育成コース
大会へ向けた練習

選抜
月会費
●週5回
8,600円

わくわくバスポート Jr.
利用日/フリーコースのみ
利用回数/6回
(有効期限2ヶ月) 4,700円

会員限定イベント ディズニーリゾートクリスマス会

お問い合わせはこちら!! ※大人コースもあります!
☎0296-25-7777
〒308-0827 茨城県筑西市市野辺 175-1 運営母体/株式会社つくばアカデミー

介護事業の未来を見つめ、「一歩先の介護」を創造する企業
日本ヒューマンサポートグループ

【本社事業部】
〒344-0066 埼玉県春日部市豊町 1-4-5
TEL048-760-0600 FAX(048-760-0601

【URL】 <https://n-h-s.jp>
office@n-h-s.jp
ヒューマンサポート (検索)

建設

KENSETSU

未来 通信

茨城県を網羅する

「建設総合紙」(日刊)を発行

茨城県内の建設関連情報を網羅する「建設総合紙」を日刊で発行しております。企業利益に繋がる発注・計画記事、民間建築情報をはじめ、国・茨城県・市町村等の予算、人事、工事や業務委託・役務等の入札落札情報から企業や団体の事業活動など幅広い情報をハード、ソフト面にわたり提供しております。受注機会の増大・確保、営業戦略、新規顧客の開拓など企業様の役立つ情報を日々、お届けしております。月額購読料は5500円(税別)、コロナ禍で電子版は無料。スマホから入手できるWeb版も無料サービスです。

～建設業とともに未来を築く～

株式会社 建設未来通信社

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町1523-3 桂ビル2階
TEL.029-291-8855 FAX.029-291-8854
<http://www.kensetsumirai.co.jp>
[E-mail]info@kensetsumirai.co.jp

向洋は生活支援企業として人類の幸福の為に地球環境を考えます



KOHYO LIFEICS LIFE LOGISTICS

ライフックス 生活 後方支援
LIFEICS は「LIFE LOGISTICS」の造語です。

廃棄物処理業・物流業・旅行業・総合建設業

旅行業 インバウンド業務 - 外国人旅行者の受け入れ



株式会社向洋

本社：茨城県北茨城市関南町神岡下219-6
TEL0293-46-4711 FAX0293-46-6321
E-mail:exp@kohyoline.co.jp

東京支店

いわき営業所

Kair 向洋航空 北茨城店

<http://www.kohyoline.co.jp>

未来へつなぐ環境づくりへ

肥料の製造販売・産業廃棄物の収集運搬処理業

丸吉産業株式会社

〒300-0514 茨城県稲敷市駒塚1770-1
TEL 029-892-4080(代) FAX 029-892-3169
<http://www.maruyoshisangyo.com>
E-mail:info@maruyoshisangyo.com

COLORS
FOR
EVERY
OCCASION



- 建築塗装・防錆塗装工事
- 遮熱防水塗装(アステック)代理店
- 防水・樹脂接着剤注入工事
- 連続繊維補修補強工事
- サンドブラスト処理・特殊高压洗浄工事

S (株)サトウ塗互社

本社 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町1227-4
TEL.029-305-5230 FAX.029-305-5231
企画事業部 〒311-3121 茨城県東茨城郡茨城町谷田部1027-1
TEL.029-291-1909 FAX.029-292-9525
E-mail kin@satou-penkiya.com

日刊建設新聞

The Nikkan Kensetsu Shimbun



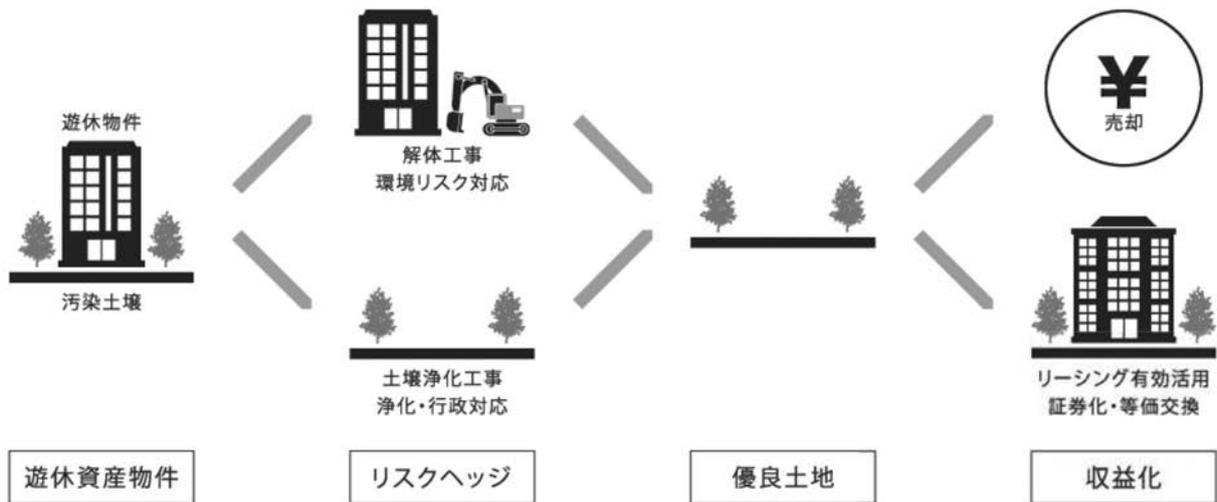
株式会社 日本建設新聞社

代表取締役社長 羽井野 昌才

水戸総局 茨城県水戸市南町2-5-24 榎澤ビル2F
TEL029-227-4551 FAX029-227-4555
E-mail:jcp-mito@jcpres.co.jp

東京本社／千葉総局／宇都宮総局／仙台総局

利用価値のある不動産を市場に戻すことが「**大洋の使命**」です
環境対策工事のスキルを活かしリスクヘッジから収益化まで一元化



株式会社 大洋

本社 〒310-0851 茨城県水戸市千波町1950ウェーブ21ビル3階
東京本店 〒104-0033 東京都中央区新川2-28-1新川スクエア3階
リサイクル工場 〒314-0127 茨城県神栖市木崎59-1

www.taiyo-group.com

tel 029-305-3321 fax 029-244-2151
tel 03-6228-3777 fax 03-6228-3778
tel 0299-95-6370 fax 0299-95-6371

大洋G P

検索



建設業の
未来を拓く。

日本工業経済新聞社は、
「生活空間の新たな流れ」を創ります。

弊社は、建設産業界の報道機関として永年にわたり、関東甲信越1都9県の地域経済に根付き、「各県版の建設新聞」の発行はもとより、各種セミナー事業や書籍、インターネットによる記事や入札データなどを提供しています。また、専門新聞の媒体特性を活かし、官公庁や建設団体など多方面から高い評価を得ており、「建設業の未来を拓く」という大きな役割を担っております。

株式会社 **日本工業経済新聞社水戸支局**

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル内
TEL.029-301-1055 FAX.029-301-1066

◆ 編集後記 ◆

新年明けましておめでとうございます。

昨年6月に新体制でスタートした広報・監察部ですが、皆さまのご支援、ご協力により概ね予定通りに『行政いばらき』と『季のきらめき』を発行することが出来ました。この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご存知のように政府が推進するデジタル化の波は、私たち行政書士の業務に大きな影響を及ぼしております。デジタル化により土業の仕事が淘汰されていくとの意見も一部には有るようですが、私たちの業務を再構築することにより、デジタル化のメリットを最も多く享受出来るのが行政書士ではないかと感じております。

その一つとしてデジタル化の基幹ともなる「マイナンバーカード」を普及促進させるための代理申請手続きを行政書士が担っていることに象徴されていると思います。行政書士はデジタル化推進の大きな役割を担っている訳ですから、私たち自身もデジタル化への知識習得を図り、業務に関するDX（デジタルトランスフォーメーション）への対応も図っていかねばならない時流が来たのかなぁと思います。

広報・監察部として、今年の抱負は「デジタル化の推進」です。その目的は『人・物・金・情報』の『効率化・スピード化・低コスト化』です。言ってはみたものの、正直なところ検討するのはこれからという状況です。取り敢えずは本会ホームページのリニューアルからスタートします。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

(広報・監察部長 澁谷 輝男)

隔月・偶数月発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

TEL (029) 305-3731

FAX (029) 305-3732



発行者	会	長	古川	正美
編集	担当	副会長	竹内	崇
	広報・	監察部	澁谷	輝男
			斉藤	強
			大嶋	薫

印刷所 株式会社高野高速印刷

令和6年

新春交流会のお知らせ

今年は落語と音楽演奏があるニャ!

茨城県行政書士会・茨城県行政書士政治連盟

開催日 令和6年2月22日(木) 午後1時15分より

会場 水戸京成ホテル 2階 瑠璃の間
水戸市三の丸1-4-73 TEL 029-226-3111

参加費 会員は**無料**

申込締切 令和6年2月9日(金)

申込方法 別紙申込書かQRコードにてお申込み下さい



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

行政書士は 頼れる街の法律家

貴島 明日香

そうだ、
行政書士に
相談しよう!



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
茨城県行政書士会

後援：総務省
茨城県



令和5年度行政書士制度広報月間10月1日~10月31日

日本行政書士会連合会 広報部